

京都の文化財

第二十九集

京都府教育委員会

序文

京都府では、昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例を施行して以来、国指定・登録等の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心が育まれてきました。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値を持っています。京都の文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することは、これから社会においてますます大切になってきます。この度の東日本大震災において文化財も甚大な被害を受けておりますが、被災地の速やかな復旧・復興を願うとともに、残された有形無形の文化財が新たな地域づくりの礎となりますよう祈念申し上げます。

この『京都の文化財』第二十九集は、創建時の平安神宮本殿であつた長岡天満宮本殿一棟（長岡京市）を始め、平成二十二年度に本府が二十九回目の指定・登録等を行いました十三件の文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆様に多大な御協力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成二十三年九月

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

凡例

一、本図録には、第二十九回京都府指定・登録等文化財を収めている。

二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

名称 員数（指定・登録の別）

所在地の住所

所有者

法量・構造形式等

時代

解説

四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆名を明記した。



目次

凡序
例文

有形文化財

建造物

長編天誦宮本

長圓寺 沢宮

美術工芸品

繪
圖

紙本著色總持正傑像
絹本着色親鸞聖人像

影刻

木造阿弥陀如來立像

卷之三

桐唐草文様五衣 北政所所用

古文書

林家文書

建造物

ながおかてんまんぐうほんでん
長岡天満宮本殿

一棟(指定)

長岡京市天神二丁目
宗教法人 長岡天満宮

三間社流造、檜皮葺

建築年代 明治二八年（一八九五）

平安神宮旧本殿、昭和一六年移築

設計 木子清敬・伊藤忠太・水口次郎

長岡京市の中南部、西山丘陵から続く傾斜地に位置する。境内の東側には八条ヶ池が広がり、一帯は風光明媚な景勝の地となつてゐる。祭神は菅原道真で、道真の没後、その近臣が道真自作の像を祀つたのを始まりとする。社蔵の棟札写によれば、室町時代には社殿が存在し、社家である中小路家によつて奉祀されていたことが確認できる。慶長六年（一六〇一）に周辺が八条宮家領となると、同家によつて境内一帯の整備が行われ、元禄三年（一六九〇）には本殿等の造替が行われている。近代に入ると崇敬者が増加、明治四三年（一九一〇）に組織された長岡保勝会により境内の整備等が進められ、大正一二年（一九二三）には府社になつてゐる。現在の本殿は、このような動きの中で、昭和一六年（一九四一）に平安神宮旧本殿の譲渡を受けて建築されたものである。

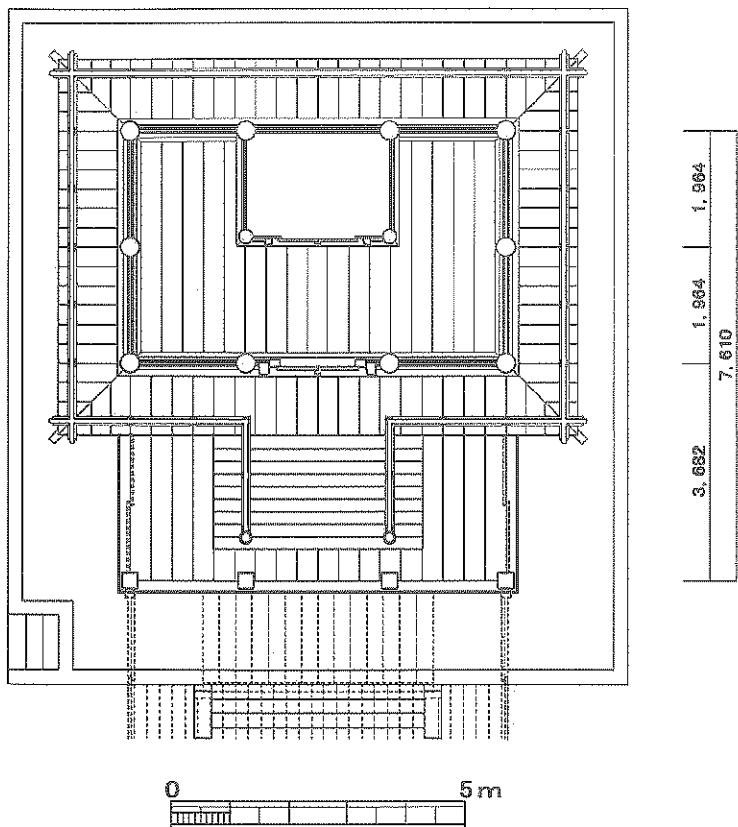
平安神宮は京都市左京区岡崎西天王町に鎮座する神社で、平安遷都千百年を記念して、明治二八年（一八九五）に創建された。創建時の主な建物は、平安宮朝堂院を模して計画された大極殿・東西歩廊・蒼龍樓・白虎樓・應天門（以上、平成二二年一二月二四日重要文化財指定）と、その背後に桓武天皇を祀る社殿として設けられた本殿・祝詞舎・透塀・後門で、いずれも



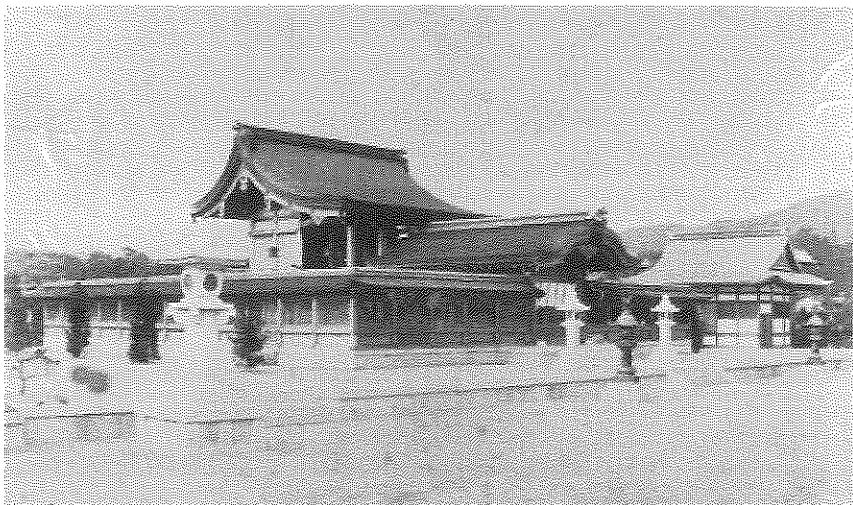
長岡天満宮本殿 外観

平安遷都千百年紀念祭協賛会が事業主体となり、全国からの募金によつて建設された。設計は、宮内省内匠寮技師・帝國大学講師の木子清敬と、帝國大学院生の伊東忠太、元本願寺大工・京都府技手の水口次郎を中心として、施工は清水組によつて行われ、明治二八年三月に竣工した。このうち本殿以下の建物は、昭和一三年（一九三八）に孝明天皇合祀による新本殿建築に伴い解体されることとなつた。

長岡天満宮では、これを機として社殿の改築を企画、昭和一三年六月平安神宮に本殿・祝詞舎・透塀の一部の無償譲渡の請願を行つたところ、同年一月に「舊本殿ハ現状ヲ保持シ貴神社本殿トシテ永久保存スルコト」「菊花御紋章使用ノ金具等一切ハ譲渡セス」等の条件を付して承認された。これを受け



長岡天満宮本殿 平面図



平安神宮本殿(創建当初)外観 (「平安遷都千百年紀年祭協賛誌」所収)

けて、直ちに解体工事に着手、解体した部材は長岡天満宮に運搬して一旦格納した。その後社殿の改築設計を進め、新本殿は旧本殿の背後を整地して建設することとし、昭和一五年一一月に着工、翌一六年四月に竣工した。本殿は三間社流造、檜皮葺で東面する。建物は基壇上に設ける。身舎は梁間二間とし、正面中央間に板唐戸を設け、他は板壁とする。身舎内部には方一間の宮殿を設け、天井を小組格天井とする。身舎の四周には切目縁を廻らせ、正面には木階九級と浜床を設ける。軸部は、身舎は丸柱を長押等で、向拝は角柱を繫虹梁等で固め、いずれも上部舟肘木とする。軒は二軒繁

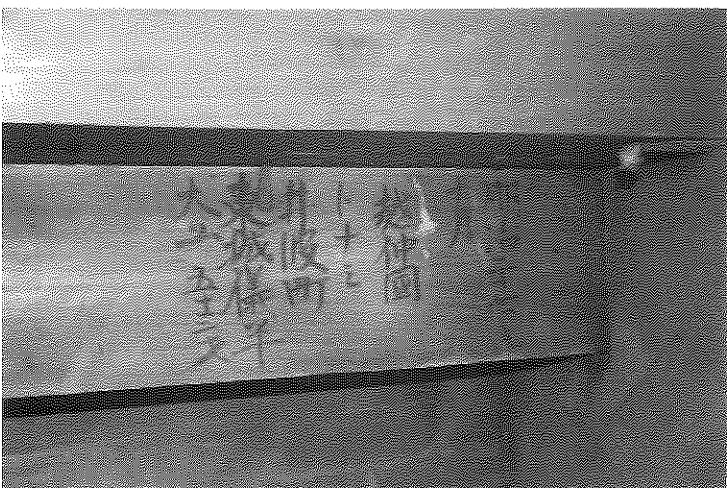
垂木、正面は疎垂木打越としてさらに飛檐垂木を設ける。妻は虹梁豕叉首、破風には猪目懸魚を付け、棟は箱棟とする。化粧材には良質の檜材を用いており、要所には飾金具を取り付ける。

平安神宮において建築された時の写真・図面と現在の建物を比較すると、外観上の大きな差異はなく、基本的には創建時の姿をよく保っている。また、床下の部材には「明治二十七年十月」「平安宮本殿」といった墨書が残されており、当初材が再用されていることが確認できる。移築後の主な変更点としては、身舎内部に宮殿を設け、鎌金具の一部を梅鉢紋としたことが挙げられる。なお、同時に移築された祝詞舎・透塀については、近年の大規模な改修により外観等が大きく変わっている。

本殿の設計にあたっては、基本的には賀茂社本殿と類似した形式としているが、柱足元の納め方、垂木の配置、天井の形式、小屋組の構造など相違する点が数多くみられる。また、全体的に建ちの高い建物としているが、これは祝詞舎との屋根の取り合いも影響している。この他、身舎の板壁を二重として内部に筋交いを入れる点や、板唐戸の開閉のため方に立を欠きとする点など、質の高い技法や特徴的な技法も確認できる。

以上のように、長岡天満宮本殿は、平安宮創建当初の本殿の姿を伝えており、建築や移築に関する経緯が周辺資料から詳細に把握できることから、歴史的価値の高い建築といえる。また、建築技術者の設計による近代の神社建築の代表例であり、当時の設計手法や建築技術を考える上で、学術的価値の高い建築としても位置づけられる。

(加藤由香)



長岡天満宮本殿 木階段墨書



長岡天満宮 正面

金輪寺本堂
きんりんじほんどう

亀岡市宮前町宮川神尾山

宗教法人 金輪寺

棟(指定)

桁行五間、梁行四間、一重、入母屋造、向拝一間、鉄板葺、背面下屋付属

附 棟札一枚 延宝七年未十二月十三日の記がある

建築年代 室町時代後期 永禄二年（一五五九）（寺伝）

江戸時代中期 延宝七年（一六七九）改造（棟札）

江戸時代後期 改造

金輪寺は亀岡市西部の神尾山の東中腹に位置する単立寺院である。寺伝によると延暦年間（七八三～八〇二）に西願上人が開いたという。その後荒廃し、高山寺（京都市右京区）の明惠（一一七三～一二三二）が再興、一切経蔵その他諸堂宇が建立された。鎌倉時代中期には、明惠の弟子たちが移り住み、その後、華厳教学の拠点として栄え、室町時代には北谷・南谷に多くの堂舎を擁したようである。

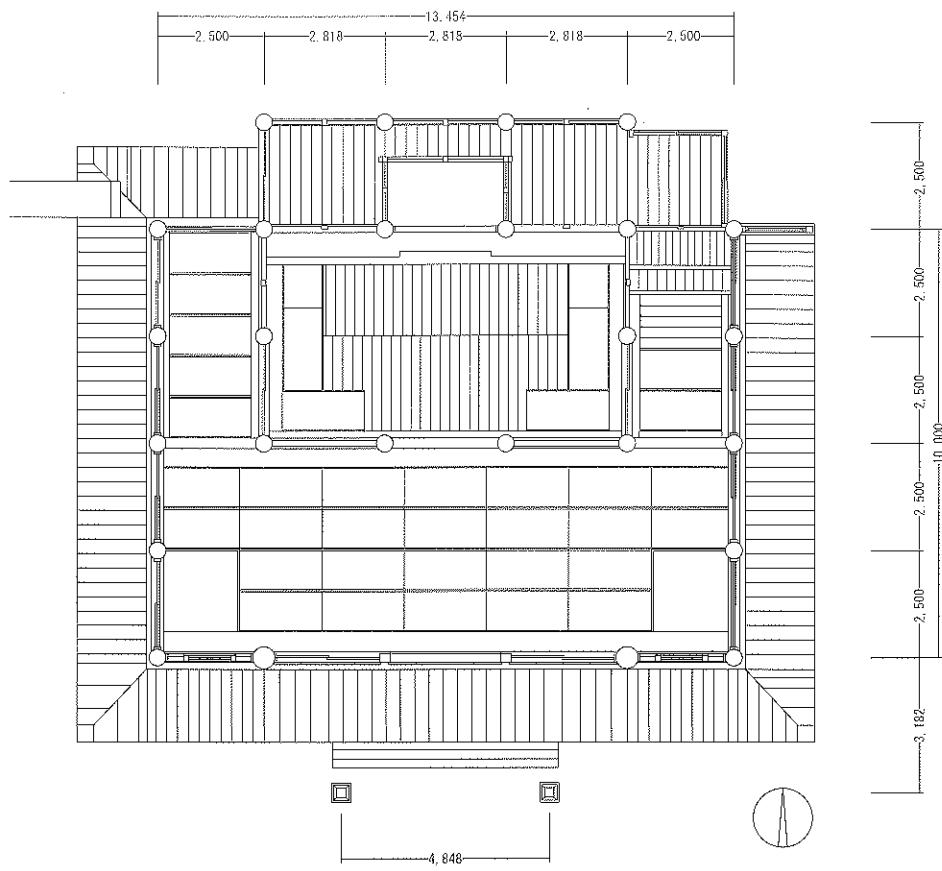
一六世紀初頭の戦乱では多大な被害を受けたとみられ、天文六年（一五三七）には復興のための勧進が行われたことが知られる。その後、永禄二年（一五五九）に現在の本堂が建立された。天正五年（一五七七）に兵火により経蔵や南北両谷の諸堂を焼失したが、本堂は延焼を免れたという。

江戸時代には亀山藩主の保護をうけ、延宝七年（一六七九）に本堂が修理され、元禄一三年（一七〇〇）には両谷十二坊を極楽坊と宝蔵坊の二坊に合併した。文政二年（一八一九）には庫裏が再建され、その頃、本堂の修理が行われた。現在境内には本堂、五重石塔（鎌倉時代、重要文化財）、九重石塔（鎌倉時代・明治移築、亀岡市指定文化財）、宝篋印塔（南北朝期）が遺るが、近世中後期を通じては他に阿弥陀堂、鐘楼、仁王門、鎮守八幡社などがあつたことが知られる。

明治以降は庫裏の建て替えや、本堂の屋根葺き替えなどが行われ、今日に至っている。

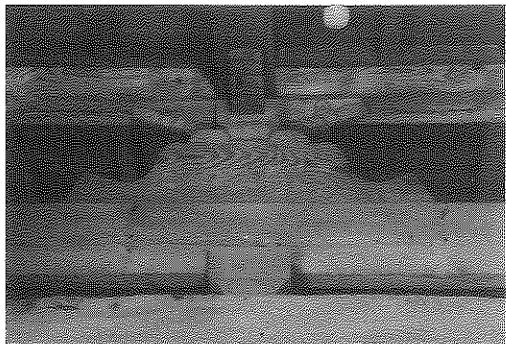


金輪寺本堂 外観

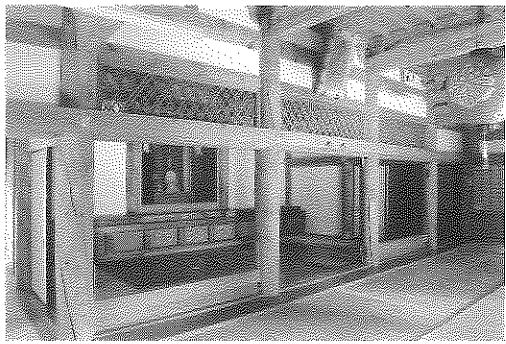


金輪寺本堂 平面図

本堂は平入で南面する桁行五間、梁行四間の仏堂で、屋根は鉄板葺き、入母屋造で身舎梁行中央を棟通りとする。正面に向拝一間を付し、正側三面に切目縁を廻す。背面は中央柱間三間分で奥行一間の下屋を設け、さらにその東方一間四方を下屋に取り込む。身舎内部は梁行四間を前後二間ごとに二分し、前を外陣、後を中央三間の内陣とその左右の脇陣に区画する。内陣後ろ寄りには幅三間の仏壇を設け、中央一間のみ背面下屋に突出させ、本尊の薬師如来を祀る。



外陣梁上墓股



内陣



外部正面桁行三間虹梁



向拝虹梁

金輪寺本堂

柱間装置は正面中央三間を双折棟唐戸、両脇間を花頭窓とする。側面は土壁良戸、背面下屋は東西両側面と背面東端の柱間に板戸を設け、その他は土壁とする。内外陣境は両脇間に中敷居・鴨居・内法長押、中央間に鴨居・内法



金輪寺本堂 外陣

長押を備えるがいすれも開放で、内法上を菱格子欄間とする。内陣・脇陣境は前方一間を襖引違い、後方一間を土壁とする。

内部の柱や床板、側柱の切目長押裏面にまで著しい風蝕が認められること、天井桁と天井板の風蝕差などから、永祿二年の建立当初、側廻りはいすれも開放で、柱間装置は内陣廻りに備えられるのみであり、天井も張られていないことが推測できる。屋根はかつて茅葺きであったことが寺蔵文書などから判明するが、天井桁上端の枘穴痕^{ほあわげこん}や軒の納まりなどから正面側柱筋から二間半のところで、現在下屋となっている背面一間分も一連の屋根で葺き降ろしており、化粧軒はなかつたと考えられる。また、現在の向拝は江戸後期の様式をもち、当初向拝はなかつたと思われる。

その後、延宝七年に、側廻りに板壁・引違い戸などの柱間装置や天井を設け、正面には簡易な一間の向拝を備えたことが、側柱に残る板溝や外部正面桁行三間虹梁の見付面に残る取り付け痕から推定できる。

さらに、江戸後期になつて、縁・切目長押・内法長押の新設、柱間装置・向拝の改変が行われるとともに、化粧軒を設け、棟通りを正面側柱筋から二間のところに変更するなど小屋組が改変され、背面隅柱を撤去して背面一間を下屋とした。

近代以降、昭和一五年には仏壇の改造、昭和三一年には鉄板仮葺が行われ、平成二三年には茅葺の撤去を伴う屋根の葺き替えを実施中である。

金輪寺本堂は柱・梁・桁・床板といった主要部材の残りもよく、亀岡市内唯一の中世に遡る仏堂として貴重である。また、外部正面中央の桁行三間虹梁や、内陣の桁行三間梁など、一部特徴的な形式をもち、この地域の寺院建築の動向をとらえる上で注目される。さらに当地域では穴太寺本堂（府指定文化財、享保二〇年（一七三五））に次ぐ規模を持ち、この建物が有する歴史的価値は高い。また、痕跡や史料から後世の改造の過程をおおよそ知ることができ、この地域の建築史を考える上で学術的にも高い価値を有している。

（加藤由香）

美術工芸品

紙本著色縦持正傑像

一幅(絵画・指定)

図様 現状無地の衣に無地の袈裟を着け、頭巾をかぶり、向かつて左前方を向いて椅子に座る。椅子には縁に朱地に白の唐草文をあしらつた法被を掛け、足下の台に沓一揃えを置く。図上に贊文を墨書する。

康暦元年天境靈致の贊がある

京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町一四六番地
宗教法人禪居庵(京都国立博物館寄託)

法量縦七一・三センチメートル 横三三二・三センチメートル
品質構造紙本著色掛幅装
時代康暦元年(一一七九)南北朝時代
保存状況全体に亘つて、本紙の欠失や絵の具の剥落が見られ、一部に黒い肌裏紙が露出する。欠失部の一部には修理による補紙と補彩が行なわれている。

(図上贊文)
「永昌菴縦持傑公大姉像

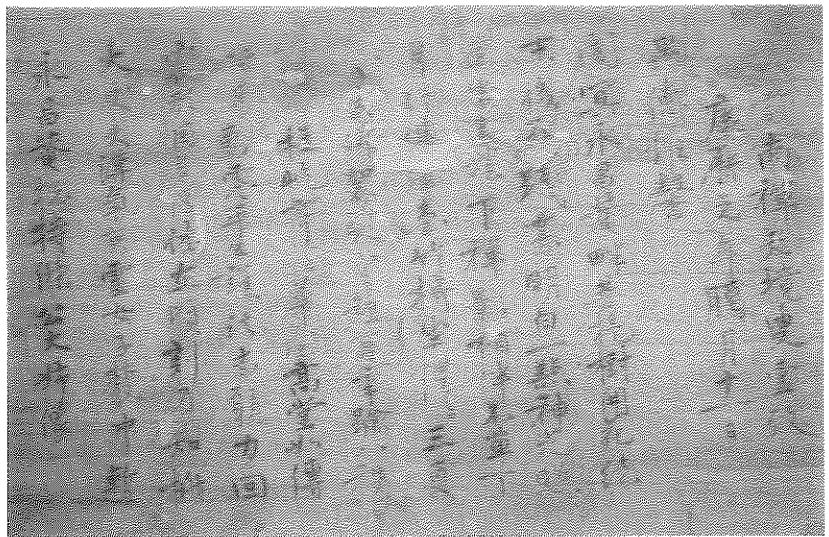
大丈夫漢氣英靈女子叢中暫
□(寓)形因見浮休在頃刻乃知桃
□(李)易飄零平生護法志願力回
□(瀬)□(祇)柱屹亭々華屋高堂如伝
□(舍)□(受)佛袈裟登祖庭年踰八秩
身猶健□蒲团竹椅坐惺々三更
夜半青燈下禪影相伴不單丁
末後□(履)踐甚明白一点神光照
闇冥永昌菴畔菩提樹開花結

果徳惟馨
康暦元年臘月十一日
前南禪天境靈致

総持正傑についての詳しい事績は伝えられておらず、俗名や生没年は未詳である。本作の贊文から、康暦元年(一一七九)の時点で八〇歳を超えて存命であったといい、おおよその活動期が判明する。『大友系図』等から、父が少式盛經であること、大友家六代貞宗に嫁して七代氏泰を生んだことなどが知られている。元の笑隱大訴の語録・詩文集『蒲室集』の開版に関与するなど五山文学の興隆にも寄与している。息子氏泰が清拙正澄に師事して独峰清巍の法名を受けており、禪の会派としては、母子ともに清拙・天境らの大鑑派と関係が深い。天境靈致を実子のようにかわいがつたと伝えられ、天境の語録・詩文集『無規矩』においてしばしば言及される。人となりは、智勇才徳が万人に勝れた「大丈夫」であつたという。氏泰の五七忌の法要が東山永昌禪庵で行われたとの記録があり、贊文中の「永昌菴」は、東山の地に営まれた禪庵を指すと考えられる。

画面を見ると、法衣を着けて袈裟をまとい、椅子に坐す姿で描かれており、形式としては禪宗頂相の基本形を踏襲している。丸味を帯びた顔の輪郭と、小ぶりの眼鼻立ちは、像主の容貌をある程度伝えるものであろう。彩色は多く剥落しているが、衣文線に見られる打ち込みや溜めなどの運筆は自然で、簡略な筆致ながらも像容をよく捉えている。

これまで年紀のある女性単独の肖像画として最も古ないと考えられてきたのは、文安六年(一一四九)著贊の「長生比丘尼像」(大徳寺藏)であるが、本作の著贊は康暦元年(一一七九)であり、それを大きく超るものである。ま



図上贊文

た、年紀はないが、女性単独の肖像として最古といわれる遺品に、鎌倉末から南北朝初期の制作と考えられている「阿仏尼像」がある。ただし、これはその没後に追善のために描かれたと考えられるものである。本作は、生前に描かれた寿像であり、女性単独の寿像としては、現在知られている最も古い遺品と言える。

画面は傷みが激しいが、年紀のある女性単独の肖像画として、かつ、女性単独の寿像として本作は国内最古の作品である。南北朝期の武家女性の動向を伝える遺品として資料的価値が高い。

(筒井忠仁)



面部



紙本著色總持正傑像

絹本著色親鸞聖人像

一幅(絵画・指定)

本云

同廿五日書銘文奉安常楽臺御影殿也

裱背押紙康正二年の修理記に文和三年、畫工康樂寺後胤大法師淨耀等とある

本云

畫工康樂寺後胤大法師淨耀

附

旧軸木

寛文七年、寛文一〇年、宝永三年の親鸞遺骨に係る記録がある

京都市下京区東中筋通花屋町上の学林町三〇七
宗教法人常楽寺

本云

覺

親鸞聖人像

釋存—御判

(旧軸木墨書)

「奉修幅高祖等身夢想之御真影則御骨斜里籠銀筒

惟時寛文第七丁未曆林鐘下旬 常楽寺住持寂惠謹書」

法量縦一三三・四センチメートル 横七九・〇センチメートル

品質構造絹本著色掛幅装(三副一鋪)

時代文和三年(一三五四)南北朝時代

保存状況全体に細かい料絹の欠失や絵の具の剥落が見られる。贊文両脇の別絹は後補。

記録(図上色紙型贊文)

□(親)□(鸞)聖人正信偈曰
□(如)□(來)所以興出世
□(唯)□(説)弥陀本願海
□(五)□(濁)□(惡)時群生海
□(応)□(信)□(如)□(來)如實□(言)
□(能)□(發)一念□(喜)愛心
□(不)□(断)煩惱得涅槃
□(凡)□(聖)□(逆)□(謗)□(齊)廻入
□(如)□(衆)水入□(海)一味
(裏書)

「于時康正貳歳子夷則上旬之候重奉修複記之釋空覚

(花押)

本云
文和三歳午拾月廿日命畫工同閏月廿日奉請之

常楽寺は、本願寺三世覺如の長男である存覚が、元弘年間に六条大宮に設立した坊舎を淵源とする。文和二年(一三五三)に今小路の地に移つて寺域が整備され、晩年の存覚の住坊となつた。秀吉によつて天正一九年(一五九一)に寺域が移転されるまでの号を常楽台といい、移転とともに常楽寺と改

図

様

墨染の法衣の上に同色の袈裟を着け、正面向きに坐す。首には衣と同色の地に白の隈取りを施した帽子を巻く。両手は合掌し、数珠を掛ける。椅子は四脚の牀座で、各所に金色の金具を取り付け、上に大紋の高麗縁の上疊を載せる。背屏の二本の横桟は湾曲して、先端に三個の蕨手をつける。背屏最上部には唐草の装飾を表現し、羽目板には開いた蓮の花と葉を描く。図像の四周に、青地に金線を置いた枠を描き画面を区画する。図上色紙型に正信偈の要文を墨書する。

沙門寂恵謹書

称された。

その常楽寺に伝わった本親鸞像は、棊背別紙の康正二年（一四五六年）の年紀を持つ修理銘によれば、文和三年（一三五四）に存覚が命じて大法師淨耀（じょうよう）に描かせ、贊文を書して、常楽台御影殿に安置したという。寺伝では、存覚が夢の中で見た親鸞の姿を表わしたと伝え、「夢想感得の御影」とも呼ばれる。

作者淨耀は、中世真宗関係の絵画制作に広く関わった、常楽寺派の画家と見られる。「康楽寺後胤」との記述から、永仁三年（一二九五年）に制作された最初の親鸞伝（初稿本）の絵師で、常楽寺と号したという淨賀（じょうか）の血統に連なると考えてよいであろう。他の事績は知られず、現存作例は本作のみである。親鸞画像にしばしば見られる鼻と頬の間に刻まれる皺の表現や、衣服の描写などには、幾分形式化した点が認められるものの、描線そのものは鋭く伸びて力強く、画技の高さを見せてている。

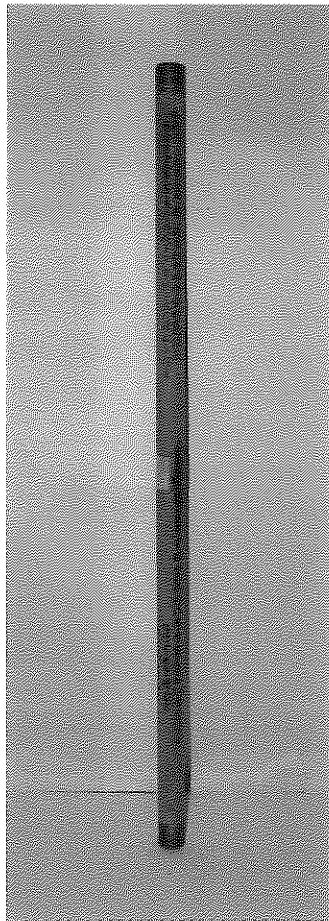
椅子の木部の側面と正面を並列して描く手法は、例えば「四世紀前半の制作」とされる奈良国立博物館所蔵『明空法師像』など、鎌倉末から南北朝期にかけての真宗祖師像に共通して見られるものである。また、画面の周囲に枠を描いて区画し画面上部の中央に色紙型を配して贊文を墨書するのも、例えば奈良県順照寺所蔵聖徳太子ならびに和朝先徳連坐図など、中世真宗絵画にしばしば見られる。その場合、色紙型の周囲には描表装風の蓮華唐草文様を描くのが通例であり、本図の贊文画脇の失われた部分にも、当初は装飾が施されていた可能性が高い。

通常親鸞の肖像は、数珠を手に持つて斜めを向く姿で描かれるのに対し、本図は、正面を向いて合掌し、背屏を持った椅子の上に坐す姿で親鸞を描いている点に特徴がある。鎌倉末期に建立された大谷廟堂に最初に安置された親鸞の木像が、やはり正面向きに坐して合掌する姿であったと考えられており、図像的には本図もその系統に属する。同様の図像は、永仁年間に制作されたと考えられる三重県修寺所蔵『善信聖人親鸞伝』にあるように、親鸞の伝記絵における大谷廟堂の親鸞像描写には見られるが、単独の画像としては、本作とその写しが知られるのみである。

このように本作は、作者・年代の判明する数少ない南北朝期の絵画作品として価値が高いだけでなく、親鸞の肖像画の中でも特異な形式を示しており、極めて貴重なものである。

なお、近年の修理に際して、軸木から銘文が発見された。それによれば、寛文七年（一六六七）の修理の際に、親鸞の遺骨を軸木に納め、宝永三年（一七〇六年）にその遺骨を取り出して宝塔に移したという。近世における本願寺教団の信仰形態を示す貴重な資料であり、旧軸木は附として併せて保存を図るものである。

（筒井忠仁）



旧軸木



絹本著色觀音聖人像

木造阿弥陀如来立像

もくぞうあみだによらいりゆうぞう
像内に文曆二年二月卅日、願主僧行範、泉州別當定慶造等の銘がある

八幡市美濃山大塚二

宗教法人宝寿院（山城郷土資料館寄託）

一躯（彫刻・指定）

法量	像高	七七·八	髪際高	七二·〇
頂幅	一三·〇	面長	一三·〇	
面奥	八·二	耳張	一〇·五	
胸奥	一〇·一	肘張	二三·九	
裙張	一二·〇	腹奥	一二·〇	
	一七·二	足先開	一二·〇	

（単位・センチメートル）

肉髻珠、右揉み上げ、右上膊内側（袖を含む）、左側面裙裾、左

胸から腹にかけての納衣の下層の縁、両手首から先、両足の枘

の上から先、面部及び肉身の金泥は一部後補。玉眼補修。

台座・光背は近世の後補。

面部に布張りが認められる。

肉髻珠、右揉み上げ、右上膊内側（袖を含む）、左側面裙裾、左胸から腹にかけての納衣の下層の縁、両手首から先、両足の枘の上から先、面部及び肉身の金泥は一部後補。玉眼補修。

台座・光背は近世の後補。

面部に布張りが認められる。

肉髻珠、右揉み上げ、右上膊内側（袖を含む）、左側面裙裾、左胸から腹にかけての納衣の下層の縁、両手首から先、両足の枘の上から先、面部及び肉身の金泥は一部後補。玉眼補修。

台座・光背は近世の後補。

面部に布張りが認められる。

時代
(像内体部正面墨書)

文曆二年（一二三五）鎌倉時代

（像内体部背面墨書）

「阿弥仏御躰也」

（像内体部背面墨書）

「奉造立阿弥陀如來像

右為志者一切衆生成仏也致向後破壞

見及人奉加修鋪可令遂一仏淨土素懷給也

文曆二年歲次乙未二月卅日癸巳時正第二日始之願主僧行範泉州別當定慶造也」

品質構造

は各水晶嵌入。頭体幹部は両耳後で前後二材を寄せ、内剝を施す。頭体部を正面材は胸部襟際で背面材は頸部襟際で割矧ぐ。足元は、正・背面前材とも裙と納衣の裾の境で割矧ぐ。背面裙裾を矧ぐ。面部正面材は髪際やや上に、面部背面材はうなじにいざれも水平方向の矧ぎ目があり、頭髪部を別材から作る。頭髪部は前後二材製で、前半材は下端に柄を作り出して、幹部背面

は、明治三六年に創立された寺院で、第二次大戦以前の号を宝寿庵と言つた。大正一四年に記された縁起によれば、戸津の無量院（廢寺）の檀信徒達が故あって美濃山に移り、正法寺の末寺であった宝寿庵の庵号をもらひ受け、そこ以前からあつた古い小堂を寺として復興したのが、宝寿庵の興りであるという。宝寿庵の什宝物は、多くが無量院檀信徒の寄進によるも

ので、本像も元は無量院、または、無量院住職の兼務する淨音寺に伝来したものであつたと伝えられる。

本像は、快慶の確立した安阿弥様の様式を受け継ぐ阿弥陀如来立像で、尻を釣り上げて口元を引き締めた理知的な表情や、肉身に沿つて起伏する整った衣文表現などが特徴である。ただし、安阿弥様の阿弥陀如来立像が概ね像高三尺を測るのに対し、本作は一尺五寸とやや小振りである。複雑な納衣の表現には、特に快慶晩年の特徴を見ることができる。快慶の没年の下限は嘉禄三年（一二二七）とされ、晩年の様式を受け継ぐ本像は、像内の墨書銘にある文暦二年（一二三五）の制作として、様式上も矛盾がない。

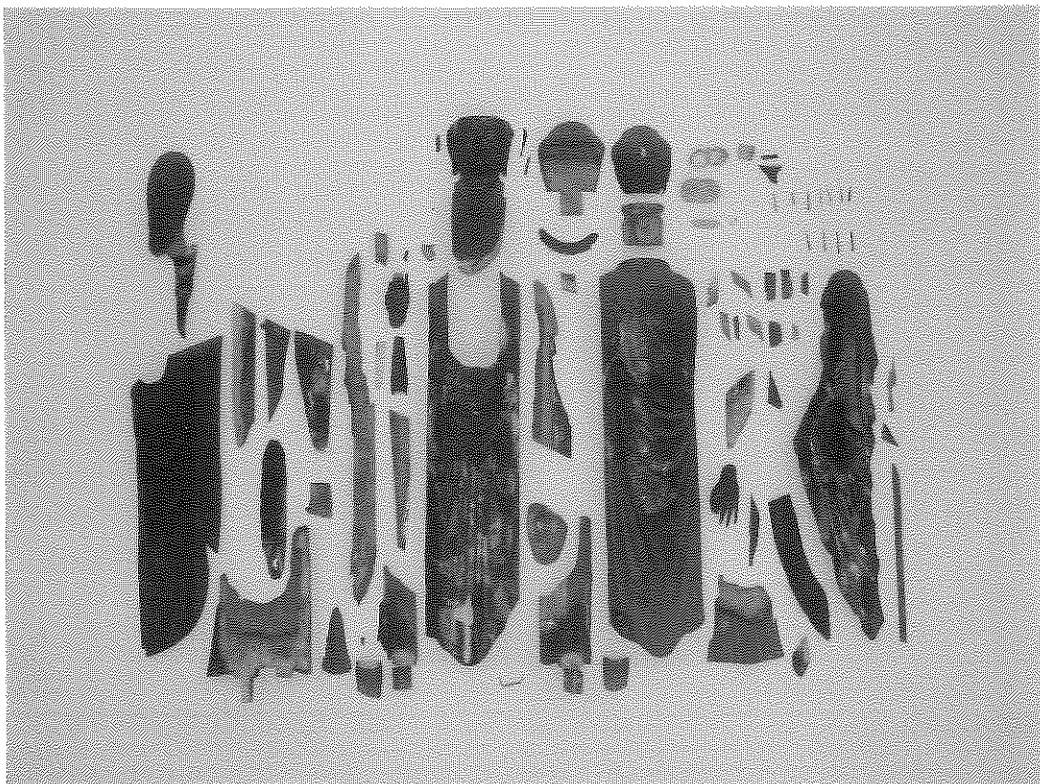
技法上、襟に沿つて割首^{わき}がなされている点や裾部以下を別材で制作して根幹部に差し込んでいる点などが注目される。在銘作品中、前者は、承久三年（一二二二）三重県久昌寺阿弥陀如来像が初例、後者は、天福二年（一二三四）奈良県金光寺阿弥陀如来像が最初とされる。両技法とも一三世紀の早い時期に確立したと考えられており、本像は両技法を採用した初期の作例といえる。こうした仕様は、多くの結縁者の関与する納入品を入れるためのものと考えられており、本像にも当初は、造立趣旨などを記した像内納入品があつたと推測される。また、面部と頭髪部を別材とする点や、後頭部に紐を廻らした矩形の別材を嵌める点など、他に例を見ない特徴も看取される。同時期には、文暦二年（一二三五）の京都市北区清水寺阿弥陀如来立像に後頭部のみを別材で水平方向に矧ぐ例があるが、頭髪部全てを別材とする例は他に見当たらない。

本像の作者は、像内墨書銘から泉州別當定慶と判明する。作風や名前からして慶派の仏師と考えられよう。定慶を名乗る人物はこれまで三人確認されているが、泉州別當を名乗る定慶は他にく、作風も大きく異なるため、四人目の存在かと目される。本作は、泉州別當定慶の現在知られている唯一の現存作となる。銘文には願主として行範の名前が挙がるが、鎌倉期に行範と名乗る僧侶は複数確認され、今のところ特定することはできない。

このように本作は、鎌倉中期の阿弥陀如来立像の優品と言うだけでなく、制作年代及び仏師が判明する貴重な作例である。また、技法上の特徴も備え

ており、同時期の仏像彫刻史を考える上で欠かすことのできない作品として極めて価値が高い。

（筒井忠仁）



解体写真



木造阿弥陀如來立像

桐唐草文様五衣 北政所所用

一組(工芸品・指定)

京都市東山区妙法院前側町四四七
宗教法人妙法院(京都国立博物館寄託)

法量丈一六七〇 術七四〇

袖丈七九〇 袖幅三七五
紋幅一六一 紋丈一六〇

(単位・センチメートル)

品質紅衣三領、白衣二領を重ねる。

各表六枚綾地六枚綾紋(桐唐草文様)、裏平絹。

保存状況背面中央に径二〇センチメートル程の円形の虫蝕による欠失がある。

その他各所に虫蝕による小さな欠失が見られる。裾部に擦れによる破れ・ほつれが見られる。

時代桃山時代

豊臣秀吉の正妻北政所所用として伝來した公家装束で、五衣とは、十二單と通称される唐衣裳装束の一部として着用するものをいう。本作は、それぞれ一領の桂として仕立てられた五領の衣を、打ち合わせ部など数か所で縫い合わせ、一組としている。上に紅衣三領、下に白衣二領を重ね、それぞれ綾地に桐唐草の文様を織り出す。有職装束には、三枚綾地に六枚綾紋の固織物が用いられることが多いが、本作は、六枚綾地六枚綾紋である点が特徴である。桐唐草の文様は大振りで伸びやかであり、桃山期の大らかな文様表現の特徴を伝えている。表の紅衣は退色しているが、中の紅衣の色は鮮やかに残り、当初の華麗な姿が偲ばれる。

元和元年(一六一五)に豊国社から妙法院へ秀吉関連の遺品が引き渡された際の目録に、北政所の奉納品として記される五衣があり、本作は、これに該当すると考えられる。また、天保三年(一八三二)に妙法院所蔵の秀吉の遺品などが展観された際の絵入りの記録『豊公遺宝図略』にも「五重御衣」として掲載されている。

本来、唐衣裳装束としては、小袖・長袴・单・五衣・打衣・表着・唐衣・裳などで一揃いであるが、何らかの事情でその他の衣装は失われ、五衣のみが伝世したと考えられる。ただし、室町末から近世初期には、唐衣と裳が中絶し、五衣に袴の姿が女房装束とされていたとも言われば、人々一揃いとして制作されていなかつた可能性もある。

北政所が公式に参内した記録はなく、実際の着用場面は定かではないが、北政所自身は天正一三年(一五八五)に従三位、天正一六年(一五八八)に従一位の位を授かっており、公家装束の調進をすることに矛盾はない。また、天正一六年(一五八八)に聚楽第にて後陽成天皇の行幸を秀吉とともに迎えるなど、宮廷との関わりは深く、公家装束が必要な局面は多く存在したと推測される。

現在府内に残る女性の公家装束として、本作は最も古い遺品といえるものである。また、北政所の奉納品として、妙法院に伝來した経緯が確認される点は貴重であり、仕立ての分かる桃山期の染織遺品としても価値が高い。

(筒井忠仁)



桐唐草文様五衣 北政所所用

一四六七点(古文書・指定)

八幡市 個人蔵

(京都府立山城郷土資料館寄託)

時代 南北朝時代～明治時代

林家文書は、石清水八幡宮の社務家の一つである新善法寺家の旧蔵文書と、石清水神人である林家に伝來した文書とからなる。

新善法寺家は、南北朝時代に、善法寺家から分家して成立した社務家である。新善法寺家の旧蔵文書には、室町幕府足利将軍家からの寄進状や江戸幕府徳川将軍家からの領知朱印状などのほか、幕末維新期の神職の動向に関するものがまとまって伝来している。

最も古い文書は、正平八年(一三五三)六月八日付けの「石塔頼房寄進状」である。頼房は、南朝方の部将で、正平八年六月五日に八幡に入り、ここを居城としたが、七月二十四日に没落している(『園太曆』)。文書は、頼房が石清水八幡宮に三河国宇谷庄地頭職を寄進したものである。

室町幕府関係のものは、次の五点である。「畠山満家寄進状」、「足利義教御判御教書」、「足利義教寄進状」は、近江国甲賀郡多喜・池田庄(現甲賀市)に関する文書で、満家から、これらの庄を石清水八幡宮に寄進した文書と、その安堵状であり、新善法寺要清が奉行職を与えたことにより、新善法寺家に文書が伝來した。「足利義材御判御教書」、「足利義澄御判御教書」は、新善法寺知行分の領知相続を安堵したものである。以上の六通は、一巻に成卷されている。

慶長五年(一六〇〇)五月二五日付けの「徳川家康判物」は、石清水八幡宮の社務家である田中家、新善法寺家、善法寺家、壇家の順に社務職に就くことを定めたものである。これは、室町時代以降は将軍の代替わりごとに社務職も交替する慣例となつていることをめぐり、永禄一〇年(一五六七)以降に争いが続いていることから、家康が廻職の順を改めて定めたものである。この徳川家康判物は、各社務家に宛てたものが残っている(石清水八幡宮文

書)。

江戸時代、新善法寺家は、八幡と下奈良村に合わせて一〇〇石の領知が与えられ、歴代の将軍朱印状によつて安堵された。現在、秀忠、家光、家綱、綱吉、家重、家治、家斉、家慶、家定、家茂のものが伝来している。

朝廷関係の文書としては、天正一五年(一五八七)五月二十五日の諸社祈祷を頼む後陽成天皇綸旨や江戸時代後期の放生会延引に係る綸旨、僧位僧官の叙任に関する口宣案などが伝来する。また、元禄五年(一六九二)一二月一日付けの、新善法寺行清に香衣裘代の着用を勅許する旨の「東山天皇女房奉書」が残されている。「裘代」とは、諸門跡や公卿以上で出家した人が、参内するときに着用する僧服である。

また、幕末維新期の当主である新善法寺澄清に関する文書がまとまって伝来しており、この時期の神職の動向を知るうえで貴重な文書群となつている。慶応四年(一八六八)閏四月二日付けの「復飾願書」や、明治五年(一八七二)作成の「歴代由緒書」などから、神仏分離により僧籍を離れ、さらに明治四年六月には社務職が廃され、翌年正月一四日には神勤も免ぜられ、同日に京都府に雇われる経過が知られる。なお、新善法寺澄清は、復飾と同時に、南に改姓し、竹胤と改名している。

江戸時代後期の文書には、新善法寺家の維持のための「積立講仕法書」や放生会入用の借金に関する証文「一札之事」などがあり、社務家の経済事情が苦しくなつてゐる状況もうかがえる。

一方、石清水神人である林家の文書は、安居神事の頭役を勤める有力な神人であった林家に伝來した古文書で、戦国期から明治期にわたる石清水神人のまとまつた文書として貴重なものである。内容は、安居神事の頭役を命ずる石清水「八幡宮寺公文所差定」や、他の神人等に神事への出仕を依頼する「廻状・書状綴」など、神事頭役としての役務に関する文書のほか、多数の土地売券や借用証文、江戸後期からの新善法寺家の經營に深く関わっていたことを示す文書がある。なお、林家は、江戸時代には、蘭町の法園寺の南側に同姓数軒が軒を並べて居住していた。「蘭之町月行事林新右衛門」とある文書も見られる。

土地売券は、天文八年（一五三九）一二月の「売渡申本役之事」が最も古く、以後江戸時代を通して、約一三〇通が残されている。元和元年（一六一五）一月の「永代売渡申畠事」は、林新郎に宛てたもので、「天下一同の徳政」文言が見られ、この売買には徳政令が適用されないことが明記されており、徳政令が頻発された時代背景を反映している。

また、八幡に居住する神人のうち、林家の祖先と思われる蘭町の善兵衛だけでなく、紺座町の寿庵などに宛てた徳川家康・秀忠・家光の朱印状が伝わる。先の新善法寺家宛ての朱印状が、檀紙の豎紙であつたのに対し、これらは折紙である。ほかにも、後藤家に宛てた宮鍛冶職補任の「石清水八幡宮寺符」も含まれ、他の石清水神人の文書が、明治以降に混入したものと思われる。

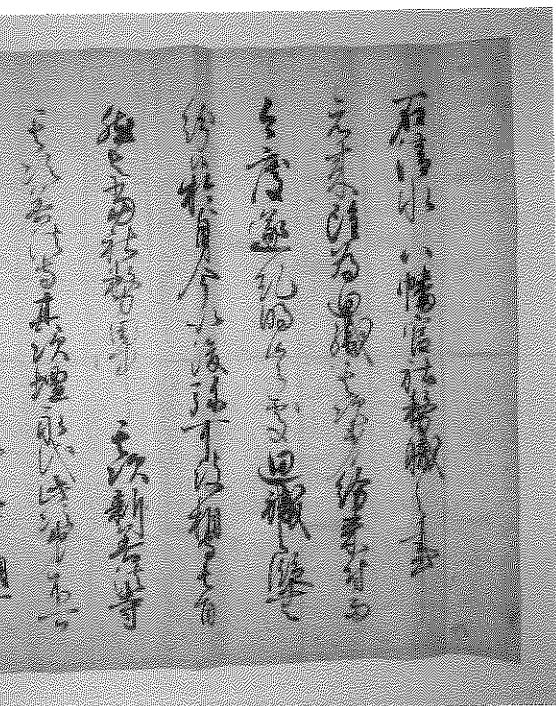
江戸時代後期から明治期の文書の多くは、新善法寺家との事務的あるいは金錢的なやりとりに関わるもので、新善法寺家の經營に、林家が関わつていく様子がうかがえる。新善法寺澄清の裏書きのある借用証文には、新善法寺家内の役人として林若狭清晴の名前が見え、講の世話方として同人の名前がある。この林若狭清晴は、実は新善法寺澄清の弟で、嘉永五年（一八五二）に、林家の養子となつている。

明治九年（一八七六）一〇月の「売渡申建家之事」によると、南竹胤（新善法寺澄清）は、林清晴を証人として、居宅と門長屋を大阪七郎兵衛へ売り渡している。この後、南家は、八幡を離れる。明治一二年三月になり、林家は、これを買い戻し、現在も新善法寺家の屋敷に居住されている。この経過のなかで、新善法寺家の古文書や書画等は、林家に譲渡されたようである。

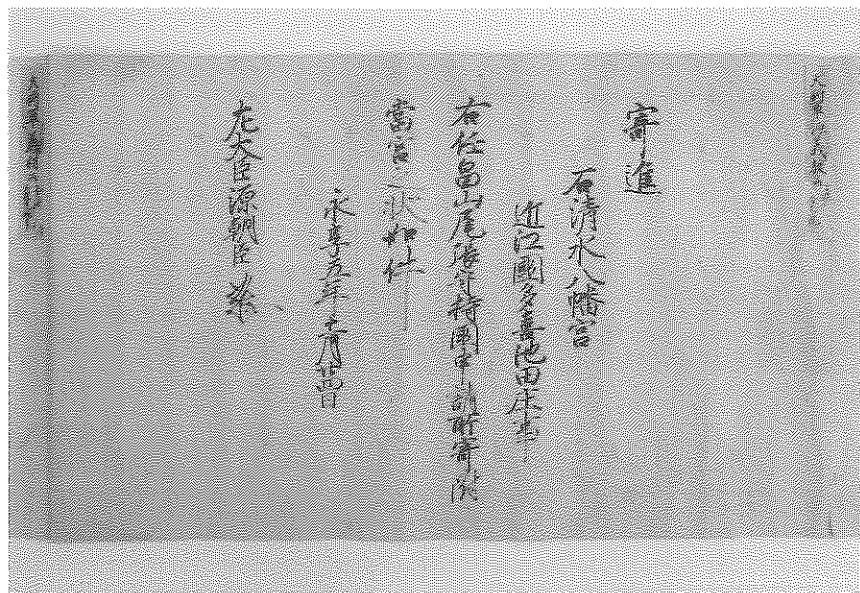
このように、林家文書は、中世から近世・近代にかけての、八幡の山上山下の歴史を明らかにするうえで貴重な文書群である。

（田中淳一郎）

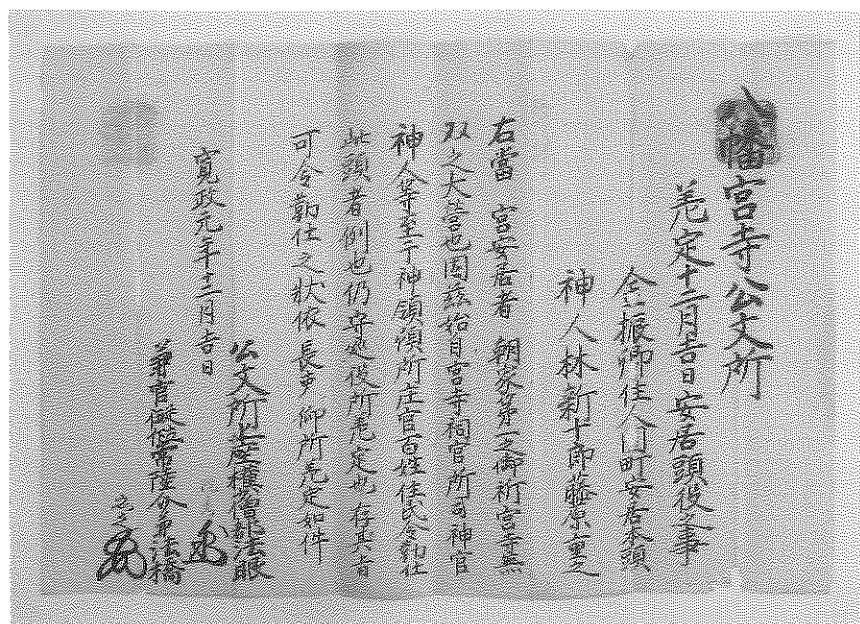
参考文献
史料纂集『石清水八幡宮社家文書』（鍛代敏雄校訂）八木書店、二〇〇九年



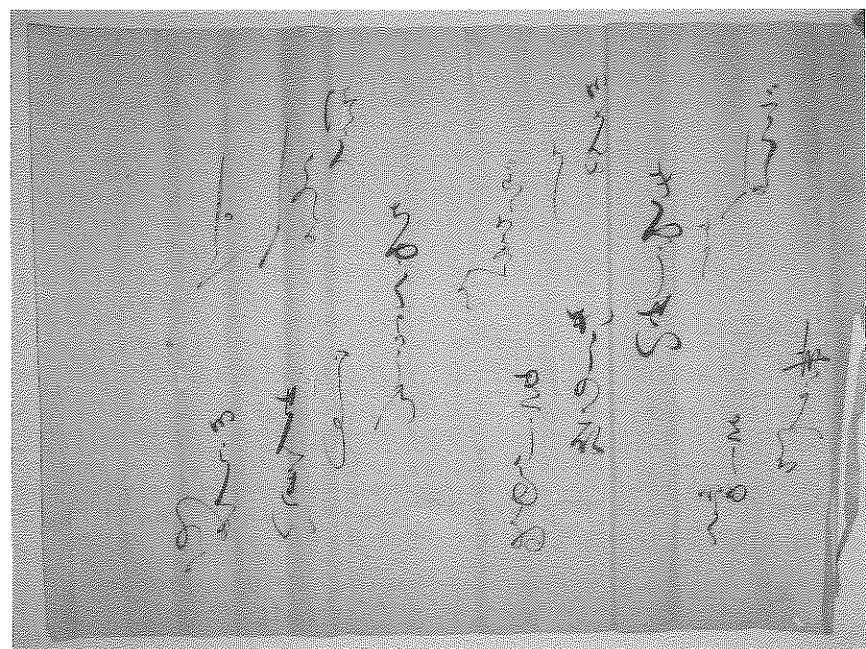
徳川家康判物



足利義教寄進状



八幡宮寺公文所符



東山天皇女房奉書

無形文化財

せんしょく
絞り染め

(指定)

保持者 木原 明
きはら あけし
京都市上京区在住

絞り染は、伝統工芸としてその技術と芸術性が高く評価されており、京都府出身の小倉建亮氏のような染織作家の創作活動を通して、技術の内容及び伝承が確立されている。「絞り染」は伝統工芸技術であるとともに、京都府無形文化財として重要である。

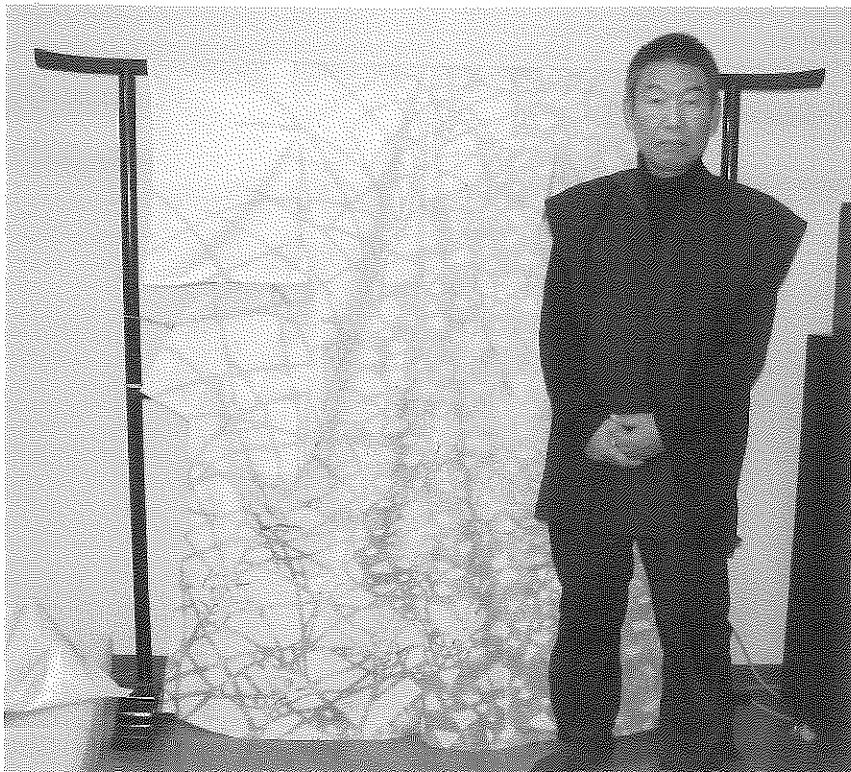
なお、京都府教育委員会では平成二二年三月二四日無形文化財「絞り染」を指定し、市瀬史朗氏を保持者認定したが、平成二二年一二月三〇日認定者が逝去のため同日付で指定解除となつた。

絞り染の概要

染織工芸における絞り染は、各種防染模様染の中でも最も素朴な技法とされる。布の一部を糸などで縛つたり、縫い締めたり、折るなどして圧力をかけた状態で染料に浸することで、圧力のかかった部分に染料が染み込まないようにして模様を染め出す。今でも藍染めの体験教室などで広く行われている染織技法の一つである。

絞り染が簡便な技法であるため、古代から自然発生的に世界の各地で行われてきたと考えられる。正倉院に遺された染織品のなかに見ることができ、「纏」「絞纏」と呼ばれる一群がそれで、「豆絞り」「巻締絞り」「疊み絞り」などのいわゆる素朴な技法による染織品例が知られている。近世初頭には「辻が花」と俗称される縫絞染を主体とした小袖文様を開花させ、高い芸術性をしめした。その技法は表現手段を変化させつつ、江戸中期以降小袖文様の一部を占める加飾的な扱いとなるが、その一方で京鹿の子に代表される精巧な技を発達させ、その技術は現代に継承されている。

現代の絞り染技法による伝統工芸作品への評価は、日本伝統工芸展における小倉建亮氏の活動に始まる。小倉建亮（一八九七—一九八二）氏は「辻が花」の研究を行い、絞りの技法を用いた絵画的な着物を制作し、日本伝統工芸展に入選・入賞を重ねるとともに、染織における絞り染作品の地位を確めた。小倉建亮氏は後継者育成にも努め、小倉淳史・木原明・福村廣利・市瀬史朗などの各氏が日本伝統工芸展他で絞り染による染織作品を発表



木原 明氏

木原 明

木原明氏は、昭和一七年（一九四二）染織作家で日本工芸会正会員であつた木原生長氏の長男として京都府京都市に生まれた。高等学校卒業後、昭和三七年（一九六二）から染織作家の小倉建亮氏に師事し、小倉氏の工房で染織技法を身に付けるとともに小倉氏や兄弟弟子と辻が花の研究に没頭し、絞り染の技術を磨いていった。その後、父生長氏のもとで仕事をしながら、作品制作を重ねていった。昭和四〇年代から公募展に出品する一方、日本画家の小松均氏（一九〇二～一九八九）に師事し、習得した画力によつて季節のうつろいや、自然の生命力を重視した写生を基本とする作品に結び付けた。

昭和五一年（一九七六）第一三回日本伝統工芸染織展、昭和五六年（一九八一）第二八回日本伝統工芸展に初入選し、昭和六三年（一九八八）に日本工芸会正会員となり、入選を重ね、平成元年（一九八九）第二六回日本伝統工芸染織展で東京都教育委員会賞を受賞した。平成四年（一九九二）第二二回日本伝統工芸近畿展では友禅絞り訪問着「葛走り文」で京都新聞社賞を、翌平成五年（一九九三）第四〇回日本伝統工芸展では絞り友禅訪問着「朝露の径」で日本工芸会奨励賞を受賞した。「朝露の径」は、絞り染で全体構成を行ひ、友禅・刺繡の加飾を使って、露草の咲く朝の情景を巧みにとらえた作品として技術内容とともに芸術性が高く評価された。平成一四年（二〇〇二）第三二回日本伝統工芸近畿展でも絞り友禅訪問着「野葡萄組文」で日本伝統工芸近畿賞を受賞した。

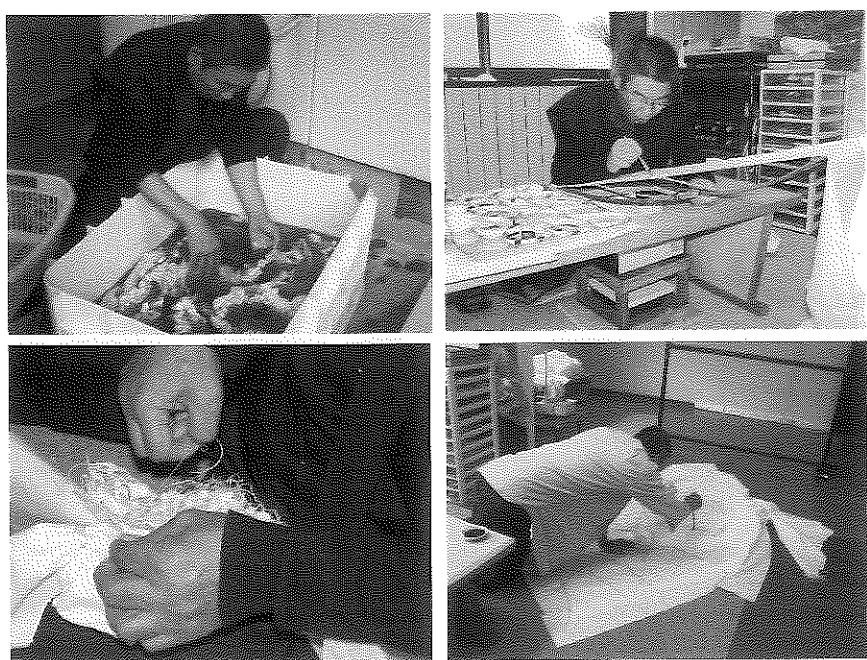
また、平成六年（一九九四）からは日本伝統工芸近畿展でたびたび鑑査委員を務め、平成八年（一九九六）には第三三回日本伝統工芸染織展でも鑑査・審査委員を務めた。さらに、日本工芸会染織部会の庶務担当などを経て、日本工芸会近畿支部染織部会長を平成一八年（二〇〇六）から四年間務める一方で、精力的に作品制作に取り組むとともに弟子の指導も積極的に行うなど後継者の育成にも力を注いでいる。

木原明氏は、作品の題材を日頃から書き溜めているスケッチからデザインを起こし、文様や配色はもちろん、生地選びも入念に行う。絞り染に友禅や刺繡という異なる技法を加えた表現は、独自の世界を創作するもので、立体

参考文献

『織りと染めの歴史—日本編』河上茂樹・藤井健三 昭和堂 平成一一年
『イロハソニー』麻倉怜士監修 日経BP出版センター 平成一八年

（向田明弘）



作業風景

的な質感と上品な色調で高く評価されている。木原明氏は、絞り染の伝統技術を体得かつそれに精通するとともに、絞り染の特性を活かしながら友禅や刺繡の技法を加えた特徴的で創作性豊かな作品制作を行つており、染織の綾り染技術保持者としてその存在は重要である。

金工 鍛金

保持者 植田 うえだ (指定) 参稔 さんねん

京都市下京区在住

鍛金の概要

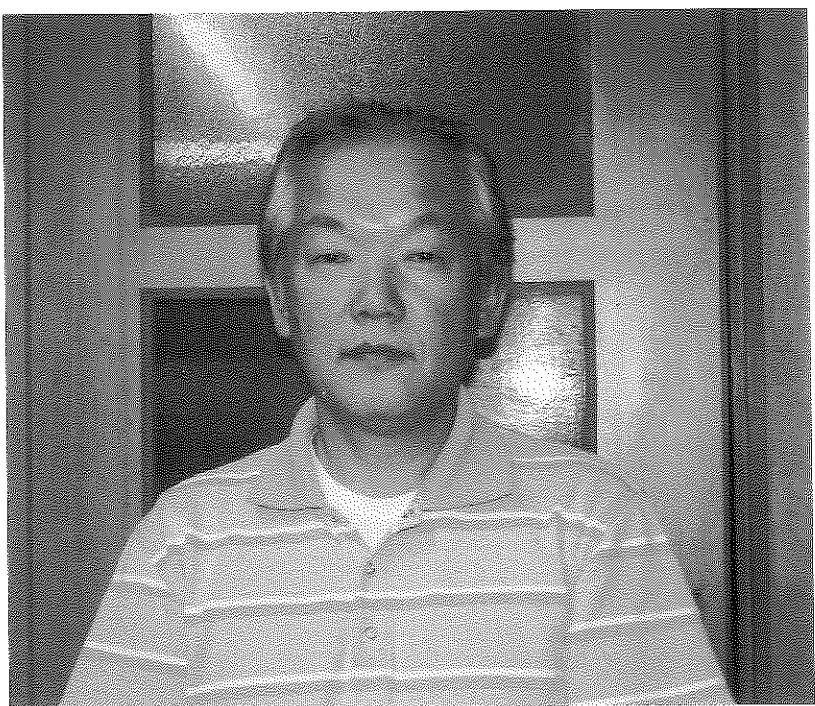
金工は、金属を素材として熱すると液状になる性質（溶解性）や薄く広げたり延ばしたりすることができる性質（延展性）を利用して器物などを作る技術である。金工の主要な技法は、鍛金、鑄金、鍛金、彫金で、鍛金は金属を溶かして型に流し込んで成形する技法、鍛金は金属の表面に彫刻する技法である。それ意図した形に造形する技法、彫金は金属の表面に彫刻する技法である。その素材は、「五金」と呼ばれる金・銀・銅・錫・鉄等二種類以上溶解させた合金を利用する。合金は、混合する金属の種類と割合で様々な種類が作られるが、中でも青銅、黄銅、赤銅、臘銀（四分一）と称する銅合金が金工作品に多く用いられている。

わが国の金工は、弥生時代の鋳金による青銅製の銅劍・銅鏡・銅鐸にはじまり、古墳時代以降の鍛金による鐵製刀剣の製造や彫金による加飾、飛鳥時代以降の仏教芸術の隆盛とともに多くの仏像・仏具に関わる金工技術を駆使した製造に及んだ。金工品は、各時代の文化や生活を支える道具であり、場を演出する主役ともなる製品となつた。京都は平安時代以降、政治的・宗教的・文化的中心都市として発展し、近代において巨大な高炉やプレス機を使って大量に製造される金属製品とは異なる、手工業による金工技術が数多く伝えられている。中でも、茶の湯釜や茶器等の茶道具類、寺社建築の金具や仏具など、京都でなければ作れないものと技術が時代を越えて残されている。

鍛金は、金属の延展性を利用して金鎔や木槌で打つて、延ばしたり、絞つたり、曲げたり、接合したりして成形する技法である。古くは打物・鎔起とも称された。鍛金の技法は、厚板状の金属を鉄床の上に置いて打ち上げた後、これを木の台（当台）に鉄の棒を形に合わせて曲げた鳥打（鳥口）と称する当金を取り付けて打ち出したり、打ち絞ることで器を造形していく。その際、

隨時赤くなるまで熱を加える。これを焼鍛といい、鎔打によって硬度化した地金の柔軟性、弾力性を回復させ平板から立体へと成形していく。金属の特性を最大限に利用することで、広口の盛器や壺から細口の花瓶など多様な造形を可能にしている。その後、砥石などを用いて表面を研磨して色付けなどの仕上げを行う。鍛金は、金工の主流を成す技法の一つとして工芸史上特に重要な地位を占める。

また、京都には古くから金属素材の特色を活かした優れた仏具、武具、茶道具などの製作の伝統があり、伝統工芸技術として重要であるため、京都府無形文化財に指定された。



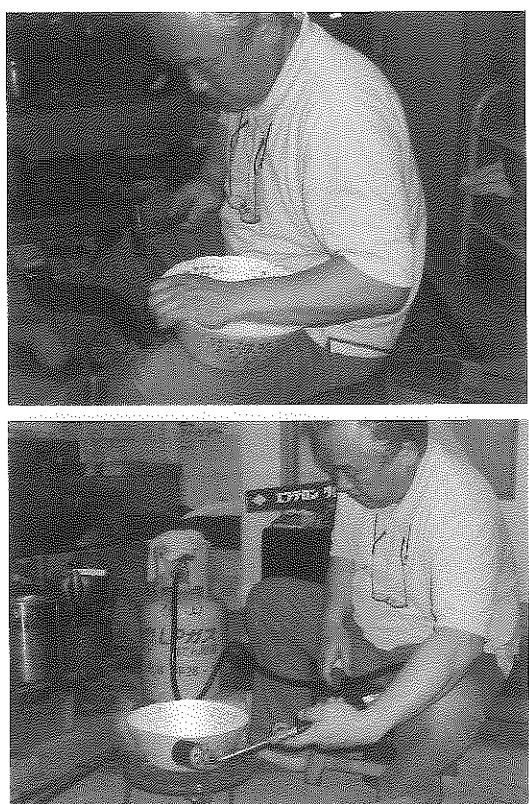
植田 参稔氏

植田 参穂

植田参穂氏は、昭和二六年（一九五二）京都府向日市に生まれた。高等學校を卒業後、ものづくりの仕事に携わりたいと考えていた時、京都市工業試験場（現京都市産業技術研究所）で講師をしていた金作家の田中秀明氏を紹介され、昭和四七年（一九七二）から師事した。田中秀明氏は、茶道具を中心とする金属工芸を生業とするかたわら、日展や日本伝統工芸展などに作品を発表し、昭和六〇年（一九八五）には京都市芸術功労賞を受賞している。植田氏は、二〇年間田中氏のもとで厳しい指導を受け、主に茶道具製作に従事しながら鍛金の技術を磨いた。

昭和五〇年代から公募展への出品を始め、昭和五五年（一九八〇）第九回日本工芸会近畿支部展で初入選を果たすと、昭和六〇年（一九八五）第一五回伝統工芸日本工展、さらに昭和六三年（一九八八）第三五回日本伝統工芸展でそれぞれ初入選した。以後、日本伝統工芸展を中心に積極的に作品を発表し、入選を重ねた。平成元年（一九八九）第一八回日本伝統工芸近畿展において「鍛黒味銅鑄流花器」で日本工芸会近畿支部長賞を受賞し、平成二年（一九九〇）第二〇回伝統工芸日本工展で東京都教育委員会賞を受賞、さらに同年第三七回日本伝統工芸展では「鍛銅鑄流花器」で日本工芸会奨励賞を受賞し、同年日本工芸会正会員となつた。受賞作品は、銅板を打ち締めて造形した花器のフォルムと線模様の調和が高く評価されている。

その後、平成三年（一九九一）第二二回伝統工芸日本工展で朝日新聞社賞を、平成六年（一九九四）第二四回同展で文化庁長官賞をそれぞれ受賞するなど、これまで公募展において数多くの賞を受賞している。平成三年には財團法人美術工芸振興佐藤基金から優れた業績を挙げ、将来の活躍が期待される若手金作家を奨励する淡水翁賞も受賞している。そして、平成五年（一九九三）には京都市芸術文化協会選抜展「領域・線」に出品、平成七年（一九九五）には京都文化博物館で開催された「現代・京都の工芸展」に「鍛銅鑄流香炉」を出品するなど、京都を代表する金作家として高い評価を受けている。



作業風景

参考文献

図録『金色のかざり——金属工芸にみる日本美——』京都国立博物館 平成一五年
図録『新しい金工の美——淡水翁賞25周年記念』石洞美術館 平成二〇年

（向田明弘）

二二年（二〇一〇）第三九回伝統工芸日本工展では鑑審査委員を務めた。現在、平成二二年から日本工芸会近畿支部金工部会長に就任するとともに、精力的に作品制作を行ながら後継者の育成にも力を注いでいる。

植田氏は、茶道具や仏具製作などの伝統工芸品制作で培つた技術による優れた造形力が高く評価されるとともに、軽量で使い勝手の良さを重視した作品制作を特徴としている。特に近年は鍛金技法ならではの鉢目（鉢跡）を意識した作品制作に心掛けており、仕上げもあえて華美な装飾を避け素材のもうましさを引き出すなど、鍛金にしかできないものづくりを探求している。植田参穂氏は、京都が培つてきた金工における伝統的な鍛金技術を体得かつそれに精通しており、素朴でありながら緻密で繊細な技能は高く評価されている。鍛金の特性である鉢目を活かした創造性豊かな作品を制作するなど、鍛金の技術保持者としてその存在は重要である。

陶芸
とうげい

陶芸
とうげい

保持者 清水 保孝
(指定)
し明清水 保孝
やすたか

京都市東山区在住

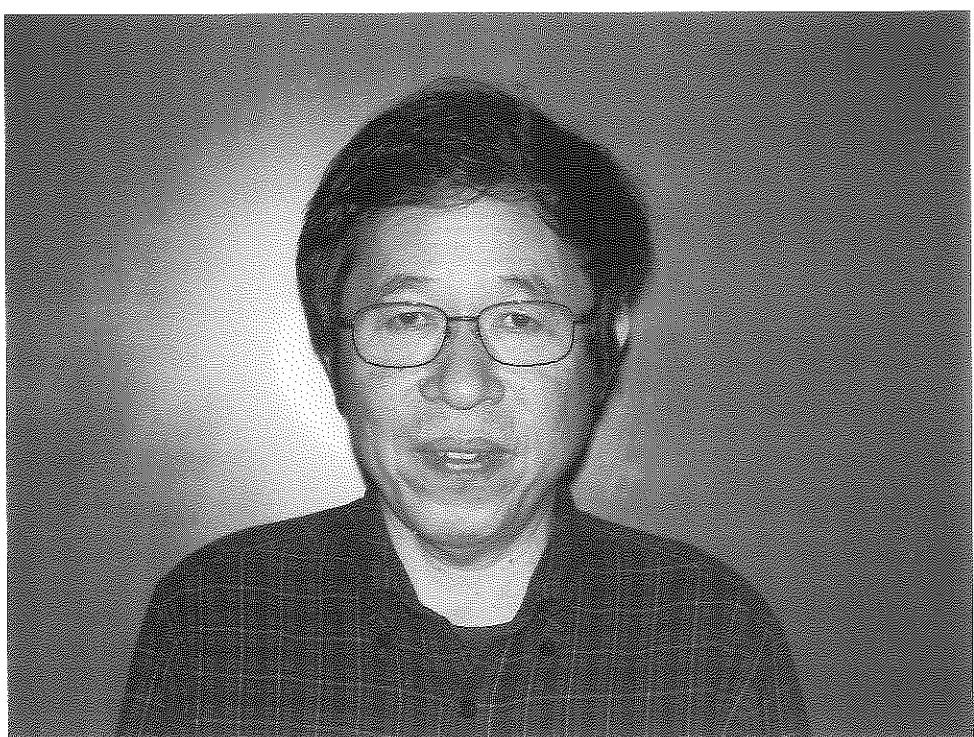
陶芸の概要

陶芸は、土石類を細かく碎いて練り、形にしては火で焼き固め器物を作る技術である。焼物は、原料に石を用いたものを石物・磁器、土のみで作ったものを土物・陶器と分けられるが、磁器以外でも石類を使うものが少ない上、同一原料でも焼成温度により陶器あるいは磁器になるので、原料及び品質からの分類は一定していない。陶芸における変化の多様性は、組み合わせと工夫により無限に近く、特色ある陶芸を求めて様々な展開があり、国内の伝統的産地としては、陶器は志野、越前、信楽、丹波、萩、唐津など、磁器では肥前有田焼などがそれぞれの特色を持つて知られている。

京都における陶芸は、京焼の系譜につながる。京焼は、一般に京都で作られた陶磁器の総称で、桃山時代から江戸時代初期には洛東の東山山麓周辺で本格的に陶器生産が行われるようになつた。寛永年間（一六二四～一六四四）には栗田口焼・八坂焼・清水焼などの窯が登場し、八坂焼では色絵の技術が導入された。同じ頃名工野々村仁清が登場し、卓越した感性で色絵陶器の名作を残し、他の窯や全国の産地に大きな影響を与えている。江戸時代末期には、京焼は色絵陶器と中国風の意匠を描いた磁器の生産が主となり、各地へその技術が伝播するとともに、現在の京焼の姿が形作られていった。

近代以降の京都では、陶芸について器としての用途にとらわれない前衛的・創作的作家の活動も行われる一方で、伝統工芸における作家の技術（富本憲吉の「色絵磁器」、近藤悠三の「染付」、石黒宗麿とその弟子である清水卯一の「鉄釉陶器」）が国指定、保持者認定を受けて、京都の作陶関係者に大きな影響を残した。

なお、京都府教育委員会では「陶芸」を無形文化財として指定し、木村盛伸（平成四年四月一四日認定）、竹中浩（平成八年三月一五日認定）の各個人を保持者として認定している。



清水 保孝氏

清水 保孝

清水保孝氏は、昭和二三年（一九四七）京都市東山に陶芸作家清水卯一（一九一六～二〇〇四）氏の長男として生まれた。清水家は大正末期より東山五条に店舗を構える陶器卸問屋であつたが、父卯一氏が陶芸作家石黒宗麿のもとで修行後は、自宅兼店舗奥に仕事場としての離れを設けた。保孝氏は昭和四五年（一九七〇）に大学を卒業後、父卯一氏に師事し、ここで作品制作を始めた。卯一氏は、中国宋代の鉄釉陶器を研究した石黒宗麿の技術を継承し、師に次いで昭和六〇年（一九八五）に重要無形文化財「鉄釉陶器」の保持者に認定された。研究熱心で知られた卯一氏は、作品制作の場を琵琶湖西岸の蓬萊山麓に移し、新たな陶土の採取や釉薬等の工夫を始めた。そのため、保孝氏は卯一氏とロクロを並べて作陶することはなかつたが、原材料の採取や窯焚きなどの手伝いをしながら、徹底した素材へのこだわりと作品制作にかける情熱を学ぶとともに、自らのロクロ成形技術の向上に励んだ。

公募展への出品は昭和四七年（一九七二）から始め、第一回日本工芸会近畿支部展（のちの日本伝統工芸近畿展）及び第一回日本伝統工芸展において初入選を果たし、昭和五〇年（一九七五）に、早くも日本工芸会正会員となつていている。日本伝統工芸展における入選回数は初入選以来平成二二年まで実に三七回を数え、毎回多数の作品が出品される陶芸部門において常に高い評価を得ている。昭和四八年（一九七三）第二回日本工芸会近畿支部展で「赤絵組皿」が近畿支部長賞受賞、昭和五二年（一九七七）第六回から第八回同展まで三年連続で日経奨励賞を受賞。昭和五六六年（一九八一）第一〇回日本工芸会近畿支部展では「黄釉印文壺」で松下賞を受賞、翌昭和五七年（一九八二）日本工芸会近畿支部展特待となつた。平成六年（一九九四）には京都文化博物館開催の「京都創作陶芸のながれ」展出品「藍釉銀彩亀遊文大鉢」が京都府に収蔵されるなど、京都の陶芸界をリードする作家としてその地位を不動のものにした。平成二一年（一九九九）「鉄絵亀遊文掛分扁壺」が駐日フランス大使館に収蔵され、近年では、平成二二年（二〇〇九）第三七回伝統工芸陶芸部会展で「鉄釉鉄彩文皿」が日本工芸会賞となるなど、さらなる活躍が期待される。

また、昭和六二年（一九八七）からは日本工芸会近畿支部展でたびたび審査委員を務め、平成一四年（二〇〇二）から日本工芸会理事に就任している。平成一八年（二〇〇六）から日本工芸会近畿支部幹事長を務めており、後進の指導等に関わる一方でしばしば個展も開くなど精力的に作品制作を行つてている。

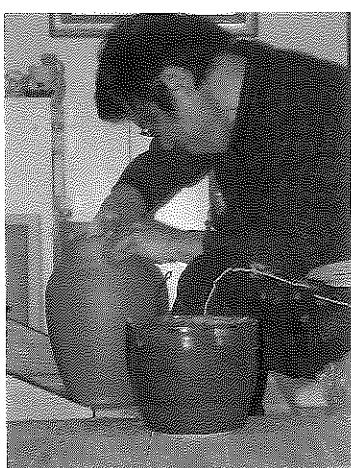
保孝氏は、石黒宗麿、清水卯一の築いた鉄釉の伝統技術を受け継いでいる。酸化鉄を含んだ釉薬は、鉄分の配合によって微妙に変化し、土の選択から釉薬の調合、焼成時の温度などに経験を重ねた技術の蓄積を要する。氏の作品は土の持ち味を活かし、鉄釉、白釉、灰釉、藍釉などを掛け分ける技法などの施釉に独自の工夫がある。また、自由なフォルムを求めて手捻りによる造形をする。ロクロ目が印象的な力強さと素朴さを兼ね備えた作品は、釉薬等の工夫も加わって、素朴で温もりを感じる、保孝氏独自の世界を開拓している。

清水保孝氏は、陶芸の伝統技術を体得かつそれに精通し、確かなロクロ技術や鉄釉をはじめとする施釉等の工夫により、ロクロ目を活かした素朴で創作性豊かで独自な作品制作を行なつており、陶芸の技術保持者としてその存在は重要である。

（向田明弘）

参考文献

図録『京都創作陶芸のながれ』京都文化博物館 平成六年



作業風景

せんしょく
染織 友禪

友禪の概要

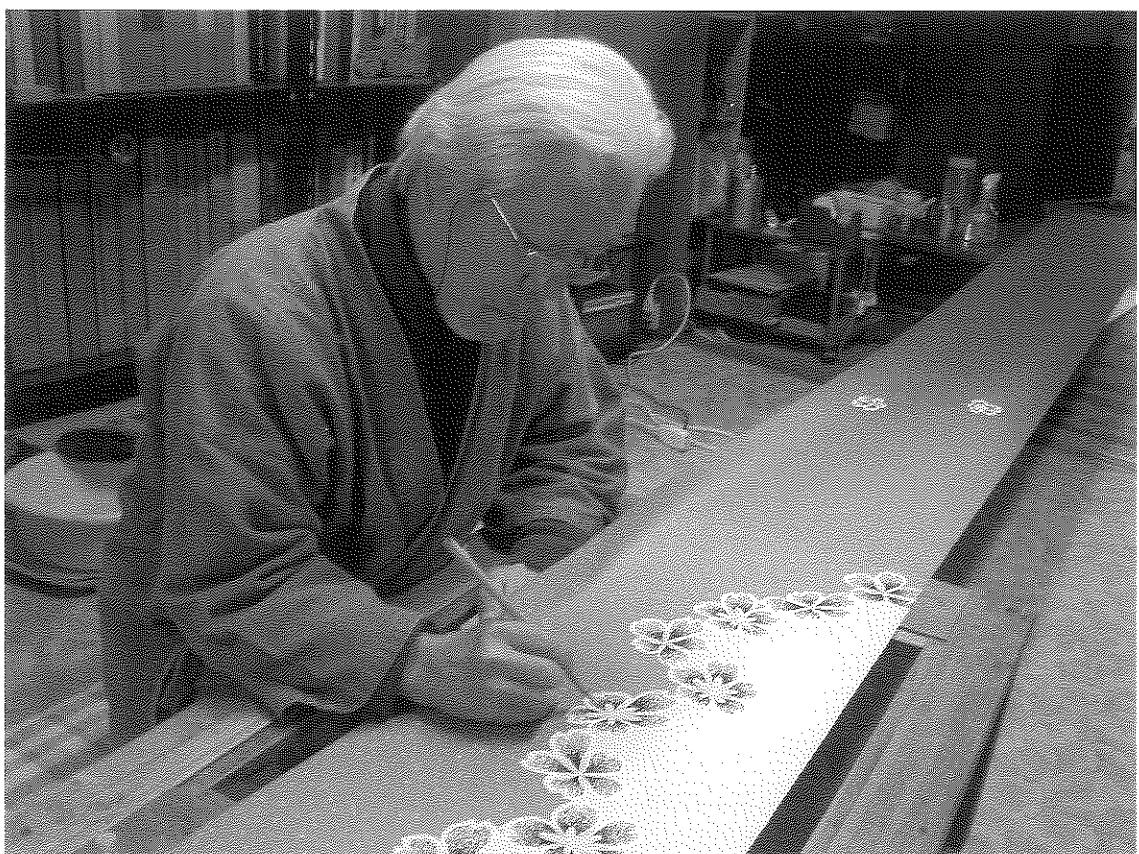
友禪は友禪染の略で、防染糊を駆使して多彩な絵画的意匠を染め出す技法である。友禪の名は、京都の知恩院門前に住み、元禄年間（一六八七～一七〇四）頃、扇絵で人気を博していた宮崎友禪斎に由来し、その扇絵を小袖の意匠に応用したとされる。

江戸時代、上方を中心とした染織文化は伝統的な絞り染と繡箔などが重厚な美しさを誇り、幕府からしばしば奢侈禁止令が出され、多彩な表現ができる染めが研究された結果、元禄期頃に扇絵師宮崎のデザインによつて完成されたのが友禪染であつた。以後、友禪染を中心とした平明で多彩な染めの世界が展開した。友禪染は完成までに多くの工程を経るが、自由な構図で、自在に多種の染料を駆使して染め上げる世界屈指の文様染で、今日に至るまで改良が重ねられるとともに、時代の好みに応じて意匠を変遷させてきた。友禪の制作は京都を中心とし、特に京友禪と呼ばれており、最も基本的な技法は手描き友禪で、その工程は多岐にわたつており、伝統工芸の友禪作家はその技術に精通している。発祥の地京都のほか、金沢や、近代以降は東京でも制作されるなど、独自の友禪染が展開されているなか、京友禪は洗練された雅やかさを基本に、時代の息吹を最も敏感に取り入れた斬新な図案に大胆な色彩を施した独自性に富み、今日でも友禪の大半が京都で制作されている。友禪染はその完成から今日に至るまで、伝統を重んじた品格の高いものであるとともに、常に現代感覚を取り込んだものであつたからこそ、愛用されてきた。その特徴は現代にも着実に受け継がれており、そこにさらなる可能性が秘められている。

京都府教育委員会では「友禪」を無形文化財として指定し、森口邦彦（もりぐちくにひこ）（平成七年三月一四日認定、重要無形文化財保持者にともない平成一九年九月六日解除）、羽田登（はたのほる）（平成一八年三月一七日認定）の各個人を保持者として認

保持者 坂井 修
さかい もりお（指定）
京都市右京区在住

定している。



坂井 修氏

坂井 修

坂井修氏は、昭和一八年（一九四三）染織作家であつた坂井鳳白氏の長男として京都府京都市に生まれた。昭和三六年（一九六一）高等学校を卒業後、染織作家の森口華弘氏が主宰していた勉強会に亡父が参加していた縁で森口氏に師事し、染織の世界の扉を開けた。森口氏宅に住み込んで修行に励み、友禅染の基本的な技法を身に付けるとともに、師から身近にものづくりへの姿勢を学んだ。森口華弘（一九〇九～二〇〇八）氏は、丹念な自然観察に基づく斬新な文様表現と、蒔絵に着想を得た蒔糊技法を生み出して独自の友禅を完成させ、昭和四二年（一九六七）に重要無形文化財「友禅」の保持者に認定されている。坂井氏は、自然物をモチーフとしてデザイン化する表現方法とともに、師の蒔糊技法を徹底的に習得し、昭和四七年（一九七二）現住所地に工房を構え独立した。

公募展の出品は、昭和四〇年代後半から挑み、昭和五一年（一九七六）第一三回日本伝統工芸染織展、昭和五六年（一九八一）第二回日本伝統工芸展と入選を果たし、昭和六〇年（一九八五）に日本工芸会正会員となつた。昭和五四年（一九七九）第一六回伝統工芸日本染織展にて友禅訪問着「光影」で日本工芸会賞を、昭和五八年（一九八三）第二〇回同展にて友禅訪問着「香氣」で文化庁長官賞を受賞し、昭和五九年（一九八四）第一三回日本工芸会近畿支部展では友禅訪問着「松葉文様」で京都府教育委員会教育長賞を、平成五年（一九九三）第二二回同展では友禅訪問着「芳春」で日本伝統工芸近畿賞を受賞した。翌平成六年（一九九四）第四回日本伝統工芸展では友禅訪問着「春暉」で日本工芸会奨励賞を受賞した。この「春暉」は、色彩配分に優れた、極めて個性的で完成度の高い作品として高度な技術内容とともに評価された。この他、京都工芸美術展などでも入賞、入選を重ねている。

平成三年（一九九一）からは日本伝統工芸近畿展及び染色展でたびたび鑑査委員を務めている。平成一八年（二〇〇六）から日本工芸会近畿支部副幹事長に就任し、後進の指導にも積極的に関わっている。

坂井氏は、師の森口華弘氏が考案した友禅染技術を忠実に受け継ぐ数少ない友禅作家の一人である。友禅染の全ての作業をほぼ一人で行い、華弘氏の

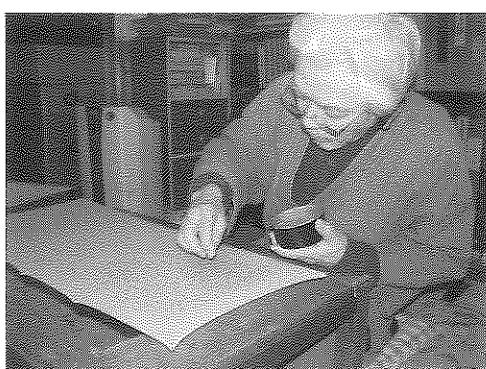
指導のとおり、京都の山野の木や花をスケッチし、その四季折々の草花に風や光を取り入れて文様化させた情景を一枚の着物に映し取る。地染めには師から譲り受け、熟達した蒔糊の技術を駆使し、完成度の高い作品に仕上げていく。蒔糊模様が斑無く生地を押さえ、京都の野草から題材を得たモチーフは、色彩を抑えながら纖細で華やかな絵画的意匠を帶びて、独自の世界を開している。

坂井修氏は、友禅染の伝統技術を体得しかつそれに精通しており、特に手描き友禅に蒔糊技法を駆使した纖細で緻密な技能は、他の追随を許さない。京都の野草等をモチーフにした纖細で写生的な表現は、創作性に富んだ独自の友禅染となつており、友禅の技術保持者としてその存在は重要である。

（向田明弘）

参考文献

『織りと染めの歴史—日本編』 河上茂樹・藤井健三 昭和堂 平成二二年



作業風景



坂井 修氏

史跡名勝天然記念物

地蔵山墳墓
じぞうやまふんぼ

(史跡・指定)

与謝郡与謝野町字幾地小字井根谷五一番一、五二番一

与謝野町

地蔵山墳墓は、京都府北部の加悦谷の北半、野田川に向かつて西から東に開ける支谷の出口近くの丘陵上に立地する。

京都府内では知られた中世墳墓で、およそ南北二八〇メートル、東西二〇〇メートルの範囲に広がる。東西に並ぶ二つの丘陵のうち、遺跡の中心は幅の広い西側の丘陵部で、丘陵先端部付近には雑壇状の小平坦面が数多く造成され、おびただしい数の五輪塔や宝篋印塔、板碑などが存在する。

昭和三七年（一九六二）に地元の有志によつて石造物の分布する西側丘陵先端付近の調査が行われた。その概要是『野田川町誌』（昭和四四〈一九六九〉年刊）に報告され、調査箇所は、昭和四一（一九六六）年に地元の幾地財産区の所有となり保存が図られた。

その後、野田川町教育委員会（現与謝野町教育委員会）による範囲確認調査（平成一〇～一九九八）年度～一四（二〇〇二）年度）や、花園大学考古学研究室による西側丘陵先端付近に分布する石造物の現状調査などが行われた。

野田川町教育委員会による五年間の範囲確認調査では、塚墓や集石墓、火葬土坑墓など多様な中世の墳墓遺構が見つかり、出土遺物などから遺跡の造墓期間が平安時代の終わり頃から江戸時代初め頃までの間であることが判明した。また、石造物が多數認められる西側丘陵先端付近のみならず、丘陵上部や谷を挟んだ東側丘陵上においても墳墓遺構が確認され、遺跡の範囲が広範囲に広がることも確認された。なお、東側の丘陵先端付近で検出された塚墓は、骨蔵器を埋めた低い塚の周囲に、後世に板碑等を立て並べたと考へら

れる状態で検出された。一方、花園大学考古学研究室の調査では、計三八二個体の石造物が確認され、その内訳は板碑型石仏七体、板碑二基、石仏六四体、一石五輪塔一基、宝篋印塔二基、組合せ五輪塔部材二二八個であった。また、紀年銘のあるものは宝篋印塔の「文明二八吉日」（文明二年は西暦一四七〇年）のみであつたが、板碑や五輪塔など八基の在銘石造物が存在することも明らかとなつた。中には題目や「妙通」の銘が刻まれたものもあり、法華信仰との繋がりも示唆される。

加悦谷には石川庄や加悦庄、大石庄などの中世荘園の存在が知られ、本遺跡はそうした荘民の集団的な墓地と想定される。更には、近在に「市場」などの地名が残り、中世の市場との関係も覗われる。

このように、本遺跡は、平安時代の終わり頃から始まり、江戸時代初め頃には廃絶した火葬墓を主体とする中世墳墓で、特に西側丘陵先端付近には墓標であった石造物が良好に遺存する。全国的にみても遺存例が少ない中世墳墓の中では、同じ与謝野町内にある福井遺跡とともに大規模かつ良好に遺存する貴重な事例の一つで、中世の墓制を考える上で重要な遺跡である。

今回の指定域は、広大な遺跡の中でも、石造物が多數存在し、遺跡の様相が明確になつてゐる西側丘陵先端部の地元財産区所有地を対象とする。

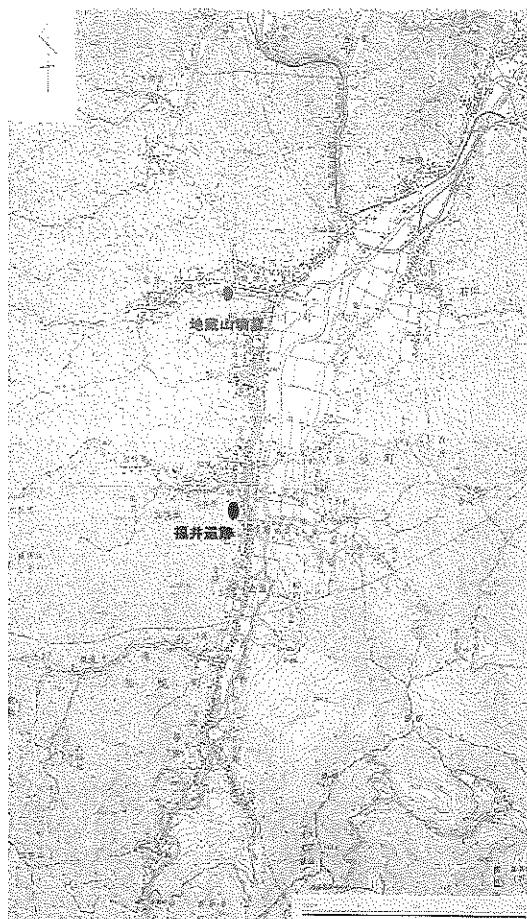
なお、本指定地は、園路整備や説明板の設置など、容易に見学ができるよう簡易な整備が施されるとともに、地元保存会により年間複数回の草刈り作業なども実施されるなど、地元の人々の地道な努力による良好な遺跡保存並びに環境保全が図られている。

中世墳墓の調査や保存が全国的に注目されるようになったのは、静岡県磐田市一の谷遺跡などの調査が行われた昭和六〇年以降のことである。こうした動向に先立つ昭和三〇年代から、本遺跡が地元の人々の努力によつて、その保護と顕彰が図られてきたことは、中世墳墓の研究のみならず、文化財の保護の歴史を考える上でも注目すべき事例である。

（山口博）



地蔵山墳墓宝篋印塔と説明板設置状況(南西から)



地蔵山墳墓石造物群 (北東から)

文化的景観

福知山市大原の産屋の里景観

所在地 福知山市
(選定)

福知山市三和町大原地区内に所在する。福知山市は平成一八年に旧天田郡の三和町、夜久野町及び旧加佐郡の大江町と合併し、京都府中丹地域の中核都市として今後の発展が期待されている。大原地区は旧三和町に含まれ、福知山市街地から約三〇キロメートル離れた、市域の東端に位置する。生活圏としては、大阪府池田市と綾部市を結ぶ国道一七三号線沿いにあり、北約一〇キロメートルに近接する綾部市街地とは古くから関わりが深い地域である。

選定地内を東西に貫流する川合川は、由良川から分かれた土師川の最上流部の一主流で、標高四～五百メートルの丹波山地を縫うように流れ下る。付近の山は石灰岩や泥岩を主とした堆積岩層が優勢で、南東約四キロメートルには、京都府指定天然記念物の質志鍾乳洞（京丹波町）もあり、川合川右岸河畔にも石灰岩の露頭がある。水に浸食された岩は「お釜さん」と呼ばれ、表面には多数の凹凸が見えて、天兒屋命が遷宮先を求めて黄色い牛に乗つてこの地を訪れた時の牛の足跡が付いたものと伝えられている。

また、岩の足元には河川改修前まで「水門の淵」と呼ばれた深みがあった。この淵から金色の鮭（水門神社祭神）が現れて、同神にこの地への遷座を勧めたという大原神社創建にまつわる伝説があり、今は稀少となつた由良川の鮭の遡上を伝える貴重な伝承ともなつている。

大原神社の社殿はこの岩塊の上部に設けられているが、西側の集落より約一〇メートル高い位置となり、標高約一八〇メートルを測る。社殿北側は櫻・楓等の雑木林と植林された杉林で覆われた尾根筋が続き、集落の背後に聳える山塊となる。同神社周辺は府決定大原神社文化財環境保全地区（昭和五九年四月一四日決定）である。

大原神社は、社伝によると、仁寿二（八五二）年北桑田郡野々村櫻原に創祀され、弘安二（一二七九）年現在地に遷座されたと伝える。現在、府指定建造物群六棟（昭和五九年四月一四日・大原神社本殿・幣殿・拝殿、摂社火神神社本殿、末社水門神社本殿、絵馬殿）等で構成されており、江戸時代、当地を支配していた綾部藩主九鬼氏の庇護のもと、現本殿は寛政八（一七九六）年に再建された権現造によるもので、桧皮葺の本殿・幣殿・拝殿が一体となつており、拝殿正面に設けられた唐破風の向拝と軒廻りの彫刻が印象的な建物である。参道東側には文久三（一八六三）年建立の入母屋造茅葺の絵馬殿があり、三方吹き放ちの中に多数の絵馬が掲げられているほか、南側には舞台が設けられ、かつて村歌舞伎や人形浄瑠璃などが上演されていた。殿内には江戸時代を通じて製作掲示してきた「宇治川先陣図」、「四季耕作図」等の大型の絵馬が残り、福知山市有形民俗文化財に指定されているほか、一八世紀初頭から一九世紀半ばにかけての俳句・和歌・川柳等が奉納された句額も多数残る。江戸時代には同神社参詣（仲夏五月）を意味する「おばらさし大原志」という俳句の季語が使われて、近松門左衛門作浄瑠璃『源三位頼政』にも取り上げられるなど、江戸時代を通じて公家・武家・庶民各層から安産祈願の信仰が篤かつたとされている。

出産に関する習俗を伝えるものとして「大原の産屋」も川合川左岸に残されている。川を挟んで集落から孤立して建てられた産屋は、茅葺切妻造の堅穴式住居様の施設で、土間敷きの内部は約四畳大的広さ。明治期末まで実際にお産が行われていた場所で、戦後まで産婦の産後忌籠り場所として使用され、お産をめぐる習俗を示す府内唯一の施設として府有形民俗文化財指定（昭和六〇年五月一五日）となつてている。産屋周辺は川合川の改修と耕地整理により、指定当時の景観を変えてはいるが、水田では御田植祭が行われるなど、往時の人々の思いを伝え残している。川合川は河川改修工事により河床を二メートルほど掘り下げるとともに、両岸に階段状のスロープと、流路内に渡岸用の飛び石を数箇所設置し、親水整備が行われている。

川合川右岸の二〇軒ほどの集落は、茅葺建物が主であったようであるが、現在はトタン覆いにしたものや、瓦葺にした建物となつていて。旧京街道沿

いの建物は、玄関や軒先の様子から旅館や商店などのかつて営まれていた門前町の雰囲気を漂わせている。家々の間にはかつて生活用水となっていた川合川への通路が、各屋敷地の石垣に挟まれて続き、河川改修後も各々直接川につながる様に配慮されている。こうした佇まいをいかしながら町並みの一体感に配慮した景観形成が、今後も望まれる。

地域では、地元の活性化と景観保全を担う「うぶやの里活性化協議会」が結成され、大学等と連携しながら大原神社の行事等を実施するなどしており、平成二二年八月二〇日に京都府景観資産登録された。

福知山市大原の里は、大原神社やかつての門前町の風情を残す集落とともに、明治・大正頃まで産屋での出産習俗を伝えた貴重な文化的景観が残されている。

参考文献

『三和町史』 平成七年（一九九五）三和町

（有井広幸）



大原地区全景（西から）



大原神社全景（南から）

その1(指定、決定、選定、(認定))
京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成 23 年 8 月 1 日)

種別 区分 年度	有形文化財										無形文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	文化財環境保全地区(認定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合		
	建造物		美術工芸品									風俗文化	民俗文化	小計	史跡	名勝	天然記念物							
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計		習慣	能	計	跡	勝	物							
指定	57	△29	△616	2	4	7	△11	△11		△215	(認定)	△11	△13	△24	6	3	2	11	△640	15			△655	
	58	△29	△322	6	4	4		△12	1	△117			2	4	6	2	3	1	6	△338	9			△347
	59	△17	△318	△13	3	2		1	△11	△210		1	△16	△17	2	△13	1	△16	△531	11			△542	
	60	△17	△211	3	3	2		△12	1	△111					2	1	2	5	△223	4			△227	
	61	△110	△1539	1		1	1			3				△12	△12	△15	△12	△318	5			△323		
	62	3	8	3	3			△14	2	△112					1	1	1	3	△118	4			△122	
	63	△13	△611	3	3	1		3	1	11					1	1	2	△116	1	1			△118	
	元	4	9	2	1			△12	1	△17	(認定)	△12	△11			1	1	2	△316	1			△317	
	2	1	1	1	△11	4		5	1	△112			3		3	1	1	2	△118	2	(認定)	△22	△322	
	3	6	△112	3	2	4	2	1		12	(認定)	△34							△322		(認定)	△11	△423	
	4	△14	△416	1	1				1	3						1	1	2	△19	1			△110	
	5	5	13	1	1	1	1		1	5						1	1	11	1				12	
	6	2	9	2	2	1		3	1	9	(認定)	△12				△11		△114	1				△215	
	7	2	6		2	2		2	1	2	(認定)	△11							△112	1			△113	
	8	3	6	2	△12	1		2		2	(認定)	△19							△112	2	(認定)	△12	△216	
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1	(認定)	8	1			1		1	13	1			14	
	10	3	14	2	1	1		1	1	2	8						1	1	12	1			13	
	11	2	17	2	2		1		1	6						1	1	9	1				10	
	12	△13	△112	2	△11	1		2	1	△11	△28					1		1	△312	1	(認定)	△11	△414	
	13	5	20	2	1	1	1	1		1	7					1		1	13	1			14	
	14	4	11	1	1	△11	1	1	1	1	△17					1		1	△112	1			△113	
	15	3	10	1	1	△12	△12		2		△28						1	1	△212	1			△213	
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	△11			(認定)			1	1	13	1			14	
	17	3	3	2	1	1		1	1	6	1					1		1	11	1			12	
	18	2	11	△13	1	2	1		1	△16						1		1	△111				△111	
	19	2	4	2	1		2			5					1		1		8	1	3		12	
	20	1	4	1	1	1		1	1	5	(認定)	△13				1		1	△110		2		△112	
	21	2	10	2	1				1	1	5								7	2			9	
	22	2	2	2	1	1		1		5	(認定)	2				1		1	10		1		11	
計	△10113	△41332	△256	△348	△242	△216	△541	△122	△114	△16239	(認定)	△718	△12	△19	△213	△321	△224	△118	△116	△458	△41451	(認定)	△57	△46534

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成 23 年 8 月 1 日)

種別 区分 年度	有形文化財										無形 民俗 文化 財	無形民俗文化財			記念物				合 計	文化財 環境保全地区 (決定)	選定 保存 技術 (選定)	文化的 的 景観 (選定)	合 計		
	建造物		美術工芸品		絵画	彫刻	書籍	古文書	考古資料	歴史資料		風俗	民俗	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計							
件数	棟数	基數	件数	画数	刻数	品数	籍数	古文数	考古数	歴史数	小計	慣習	芸能	小計	跡数	勝数	天然記念物数	小計	合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的的景観(選定)	合計		
57	▲225	▲744	5	▲22	4	1					▲212			6	6				▲443				▲443		
58		7	11		2	1					3			4	4				▲15	▲15	▲119		▲119		
59	▲111	▲115			2						2			5	5		1	1	19				▲119		
60		5	11		2						2			1	1	5	6			14			14		
61		6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9				23			23		
62		4	10			2		2			4			2	5	1	6			16			16		
63		1	5											4	1	5				6			6		
元		2	8		1						1			4	2	3	5			12			12		
2		2	2								2			1	3	3				8			8		
3		1	1											2	2					3			3		
4	▲14	▲15						3			3			2	2				▲19				▲19		
5		1	1											2	2				3				3		
6		2	3											1	1				3				3		
7		2	3											1		1			3				3		
8		1	1											1	1	2			3				3		
9		1	4											1	2	3			4				4		
10		1	2											2		1	1		4				4		
11		1	1				1				1			2		1	1		5				5		
12		1	1											1	1				2				2		
13		1	1											1		1			2				2		
14		1	1											1	1				2				2		
15		1	1											1		1			2				2		
16		1	1																1				1		
17		2	3																2				2		
18														1	1				1				1		
19		1	1																1				1		
20		1	1																1				1		
21														1	1		1	1	1	2			2		
22																									
計	▲486	▲9146	8	▲210	9	1	8	1	1		▲238			12	24	46	70		1	▲16	▲17	▲7213		▲7213	
合計	△10 ▲4199	△41 ▲9478	△264	△358	△251	△217	△549	△123	△115	△1277	△16 ▲218			△1414	△114	△2△1432	△359	91	24	19	△122	△41 ▲1665	△41 ▲7664	△568	△7847

(注)(1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府の文化財（第二十九集）

平成二十三年九月発行

発行

京都市上京区下立売通新町西入數ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課